

## 【資料紹介】

### 「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」(一)

木 越 隆 三

#### 凡 例

一、ここで紹介する史料は加越能文庫蔵「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)の前半部である。内容は17世紀後半から18世紀初頭の普請会所の御屋敷方(藩の拝領屋敷管理等を主管)が対処した武家屋敷関係の先規・先例集であるが、172の項目に分かれる。対象となるのは城下町金沢の拝領地および地子地であり、百姓地(相対請地)を御用地に転用する際の手続等も含まれる。城下町における武家地屋敷管理の政策実態を知るうえで重要であることから、ここに翻刻するものであるが、分量が多いので、本号では76項目までを掲載し、次号で77項目から172項目までを掲載する予定である。

一、翻刻にあたって、表紙等の翻刻は略し、目次については一覧表によって最初に掲げ、項目ごとに内容上の要点も摘要し便宜を図った。

一、本文は172項目にわたり、それぞれ表題があり、表題の上に朱書で番号が付されていた。漢数字で書かれたこの番号は、( )を付し算用数字で表した。

一、本文の翻刻にあたり読み易さを重視し、原則として正字・旧字は常用漢字に直した。また助詞などに使用された変体仮名(而・茂・与・歟・者)や片仮名のニ・セ・ヘなどはすべて平仮名に直し、らなどの合字も「より」と平仮名に直し、できるだけ平易な表記にとめた。ただし「江」はそのままにし、「者」は明確なもののみ「は」と表記した。また適宜、読点も入れた。人名、難解語句については右傍に注記をほどこし( )を付し、校訂注には[ ]を付した。より正確な表記を確認されたいときは、原本に拠られたい。

#### 「御屋敷方跡々格仕勤来品之帳」 目次

| 見出し ( 1 - 76 項まで本号掲載、77項以下は次号掲載)                                 | 備考・内容要点               |
|--|-----------------------|
| 1 御屋舗願書付取次申事   | 屋敷拝領願書の年寄中提出手続        |
| 2 居屋敷可被下人々(へ)相応之明屋敷触遭候事  | 屋敷先後帳登載者へ明屋敷触れ        |
| 3 御屋舗所願事   | 年寄衆への申請、裏書受理等の先例      |
| 4 御屋敷方検地竿之事  | 屋敷検地の御印竿は尺付だけ         |
| 5 御屋舗打渡申事  | 拝領屋敷の打渡検地細則(1間6尺)     |
| 6 百姓地、居屋敷并下屋敷に願申事  | 百姓地の武家地転用は算用場相談から     |
| 7 百姓地、被下屋舗等に相渡申時分、道之歩数、百姓方より半分出候儀并道幅広相渡申事(元禄8年8月令)               | 御用地の道幅2間、減歩は村中と屋敷方と折半 |
| 8 御屋敷打渡申時分、道筋を直、水道を附申事   | 道筋直し側溝付けて御屋敷打渡す       |
| 9 百姓地、被下屋敷に相渡候時分請地之事   | 武家地転用の地取四角につき端地は請地に   |
| 10 拾歩より内之余歩、其屋敷に附被下事   | 拝領地打渡検地10歩以上の余歩、請地    |
| 11 拾歩より内にても請地に仕、地子銀出申事   | 地形悪ければ10歩以下余歩も請地に     |
| 12 御屋舗打渡申時分余歩在之、隣屋敷之者請地望候得は為請申事                                  | 打渡検地余歩、隣地への請地容認       |
| 13 拝領仕候屋敷打渡不申以前、土砂・木材等入置申度断之事                                    | 拝領地引渡し前の資材搬入は可        |
| 14 誰上ケ屋敷歩数不残誰江被下候屋敷は、打渡不申、引渡に仕事                                  | 打渡さず引渡す拝領地、年寄衆申渡裏書で   |
| 15 御屋敷当歩之外余歩請地に仕、拝領仕度旨直に奉願、可被下由被仰出候屋敷は打渡不申、引渡に仕事                 | 当り歩の余歩請地、年寄衆裏書で打渡免除   |
| 16 上屋敷歩数不残并家共に被下候得は、打渡不申引渡仕事                                     | 普請会所預りの収公屋敷引渡は年寄衆紙面で  |
| 17 弟被召出親(新)知被下御屋敷奉願、可被下旨被仰出、兄下屋敷之内拝領仕、下屋舗之替地別所にて拝領仕事             | 兄弟分知時の下屋敷の替地          |
| 18 三千石以上之面々、下屋舗被下候事(万治2年令)                                       | 3千石以上に下屋敷下付           |
| 19 与力屋敷割に可被下事(万治2年令)   | 寄親知と別に与力屋敷の下付(万治2令)   |
| 20 御持筒頭組附与力屋敷所、其頭より御普請方役所江申越年寄中江相連、不奉窓相渡申事、又は其頭より直に奉窓可被下旨被仰出打渡申事 | 組付与力の屋敷拝領手続           |
| 21 与力屋舗小立野・泉野両所相接候得共、両所之外にても御屋敷拝領仕并自分拝領屋舗指上、親屋敷拝領仕事              | 両与力町以外で与力の拝領地相続       |
| 22 与力屋舗、拾歩劣に相渡申事(寛文5年3月令)  | 与力の拝領地歩数規定の改定         |
| 23 本組与力屋舗歩数之事(真享元年8月令)   | 本組与力も忽与力並に            |
| 24 忽与力立野江引越申事并田井村百姓地統、才川橋向石坂にて与力屋敷相渡申事                           | 忽与力は3年以内に与力町へ         |
| 25 馬坂之下田町辺にて与力屋舗渡不申候事  | 両与力町以外での居住制限          |
| 26 御加増被下候面々下屋敷、不足分被下候事(万治2年令)                                    | 拝領地不足歩補充は年寄衆指図次第      |
| 27 高知之跡目小身に成、下屋敷取上候事(万治2年令)                                      | 相続人減らなら余歩収公、請地は可能     |
| 28 親子兄弟一所に御屋敷請取候者之事(万治2年令)                                       | 親同居の者、親死後、自分拝領地の請取の事  |
| 29 親跡目減候か兄弟江分候者屋敷之事  | 親相続地、兄弟分知につき余歩処理      |
| 30 跡目被仰付、親屋敷兄弟居住仕証文取置申事(寛文5年3月令)                                 | 親拝領地の兄弟配分証文の徵集        |
| 31 死去人跡目不被仰付者、居屋敷并下屋敷取上候事(万治2年令)                                 | 相続人なければ居屋敷・下屋敷収公      |
| 32 拝領屋舗、作事不仕明置候者取上申御定、其以後被仰出、取上不申事(万治2年令)                        | 家作なければ屋敷収公の原則撤回       |
| 33 上り屋舗家其外植木・石等之事(万治2年令)   | 収公拝領地の家作・植木等の保護       |
| 34 上ケ家拝代銀上ケ様之事(寛文3年2月令)  | 収公した家作売却代銀の処理         |
| 35 上ケ家御拝に仕候時分、入札町会所江申遣并式割増を以買居に仕候者、代銀上ケ切手之事                      | 町会所での収公家作競売後の代銀処理     |
| 36 御奉公仕御屋舗致拝領有候者、養子に被成、親跡目被仰付、親屋敷江移、跡屋敷家共指上候事                    | 屋敷持が養子となり親跡目相続のとき     |
| 37 家屋敷所持仕候者、他之屋舗家共拝領仕、跡家指上候砌、本屋被下、庇廻並長屋上之申事                      | 屋敷持が他の屋敷・家拝領したとき      |
| 38 親跡屋敷、兄弟自分に困分罷有候者之内、屋舗上様之事                                     | 跡目断絶のとき収公対象は団い屋敷全部    |
| 39 病気に付上屋舗上之、下屋敷江引越申事  | 病気につき上屋敷返上、下屋敷移住      |

|     |   |                        |
|-----|---|------------------------|
| 40  | 幼少に付上屋鋪指上、下屋敷居住仕事（寛文11年2月令）                         | 幼少につき上屋敷返上、下屋敷移住       |
| 41  | 幼少に付一家之内江引取、屋鋪指上、成長仕御屋敷拌領仕事、並遠所江引越、屋敷指上、罷帰重て御屋鋪拌領仕事 | 成長後、返上屋敷の拌領願出など        |
| 42  | 甥弟介抱のため自分屋敷上、甥弟屋鋪江引越申事（貞享元年8月令）                     | 一族介抱のため自分屋敷返上の手続       |
| 43  | 在郷被仰付者、居屋敷指上、家上ヶ不申事                                 | 在郷拝命につき屋敷返上、家作は保持      |
| 44  | 御暇申上被下候者、家・屋敷共申事                                    | 御暇許可の者、家屋敷とも収公         |
| 45  | 足軽並之者、御暇被下候ても、家上ヶ不申者之事                              | 足軽並の御暇は屋敷のみ収公          |
| 46  | 一縄に打渡置候屋敷之内上之申事                                     | 一縄拝領地にある者の屋敷収公         |
| 47  | 破却被仰付候寺は屋敷迄上ヶ申事                                     | 破却寺院は屋敷のみ収公、植木等保持      |
| 48  | 寺屋鋪上申時分、門前之家残置申候事                                   | 寺屋敷収公のとき、門前地町家の取扱      |
| 49  | 禁牢之者牢死仕、家上又は上不申者も御座候事                               | 禁牢者牢死につき屋敷・家収公の取扱      |
| 50  | 禁牢之者、御赦免被成、里子に成候者家之事（寛文13年6月令）                      | 禁牢のあと里子なら屋敷のみ収公        |
| 51  | 地子地に罷候者、御扶持被召放、家屋敷指上候者又は指上不申者之事                     | 地子地在住の召放者の家屋敷処理        |
| 52  | 喧嘩仕候者、居屋敷指上ヶ、家上之不申事                                 | 喧嘩での死去人は屋敷のみ収公         |
| 53  | 死去人男子無之跡目不被仰付者、家被下候事（寛文12年11月令）                     | 死去跡相続許されざる者も家所持許す      |
| 54  | 与力病死仕、妻子并厄介人等無御座候ても、家上ヶ不申事（天和2年9月令）                 | 病死与力の子弟に家保持公認          |
| 55  | 自分勝手にて居屋敷指上申者、替屋敷不被下事                               | 自分勝手に屋敷返上すれば代替なし       |
| 56  | 御加増被下者、又は子細在之、替屋鋪拌領仕跡屋敷上申儀延引仕事                      | 収公屋敷の家作取り壊し延期          |
| 57  | 病死仕者跡屋敷、夫々支配人願之品在之、屋敷上不申事                           | 収公屋敷地に願いの筋あれば収公解除      |
| 58  | 死去人居屋鋪指上可申処、相断、当分延引仕事                               | 死去人収公屋敷の収公延期           |
| 59  | 上ヶ屋鋪廻等残置申事  | 収公屋敷の外廻は残置く            |
| 60  | 上ヶ家修理之事   | 収公家作が破損すれば修理           |
| 61  | 地子銀出来退転、毎年吟味仕事                                      | 地子地での地子銀徴収手順           |
| 62  | 屋鋪上申時分、地子銀取立様之事                                     | 収公屋敷地の地子銀規定            |
| 63  | 屋鋪請候時分、地子銀取立様之事                                     | 屋敷請地の時期別地子銀定           |
| 64  | 跡目断絶仕者并家財妻子に被下者、且又罪在之者、家屋敷上、請地在之、地子銀取立様之事           | 跡目断絶などの収公屋敷地での地子銀取立    |
| 65  | 本請地并畠請、地子銀之事  | 本請地・畠請の地子銀規定           |
| 66  | 所々山開并川原囲畠地子銀並畠才許人之事                                 | 川原などでの畠開地等の地子貸し        |
| 67  | 間竿地子肝煎に渡置候事   | 畠請地測量のため間竿与える          |
| 68  | 所々明屋鋪畠請に申付候事  | 明屋敷地は畠請に活用             |
| 69  | 百姓地請取地子銀百姓江相渡様之事                                    | 百姓地の御用地転換手続き           |
| 70  | 居屋敷并下屋鋪之内地子にて貸置申屋敷取上候事（万治2年令）                       | 拌領地を賃貸すれば屋敷収公          |
| 71  | 地子地之内貸置申屋敷取上候事                                      | 地子地を又貸すれば屋敷没収          |
| 72  | 地子家相対を以引料とらせ拌領屋敷取上候事（万治2年令）                         | 地子屋敷の多い所での屋敷拌領         |
| 73  | 与力侍并足軽・御弓之者居屋敷寄親江相渡申事（万治2年令）                        | 与力への屋敷下付は藩から直接（寛文5年改定） |
| 74  | 被下屋敷 御定歩数之事（万治2年令）                                  | 拌領屋敷歩数の知行高・身分別規定       |
| 75  | 御扶持方大工并町大工被下屋敷歩数之事（寛文6年8月令）                         | 町大工などへ拌領歩数             |
| 76  | 御作事方御用相勤候町大工等御屋敷拌領仕事                                | 御用つとめる町大工にも屋敷拌領        |
| 77  | 御馬捕小頭居屋敷歩数之事（寛文10年7月令）                              | 馬捕小頭の屋敷歩数              |
| 78  | 掃除坊主小頭並御小人小頭居屋敷歩数之事（寛文10年7月令）                       | 掃除坊主・御小人小頭の屋敷歩数        |
| 79  | 百人扶持被下候者屋敷之事（貞享元年8月令）                               | 百人扶持拌領者の屋敷歩数           |
| 80  | 武拾人扶持被下候者屋敷之事（貞享元年8月令）                              | 20人扶持者の屋敷歩数            |
| 81  | 検校屋鋪拌領仕事  | 検校屋敷の拌領歩数              |
| 82  | 松山勾当屋敷歩数之事（貞享3年10月令）                                | 松山勾当の屋敷歩数              |
| 83  | 御馬方御用屋鋪之事（延宝4年9月令）                                  | 御馬方の御用屋敷は150歩          |
| 84  | 御鷹師江御鷹部屋并外架屋敷被下候事（寛文5年3月令）                          | 御鷹部屋と外架屋敷拌領            |
| 85  | 拾人扶持被下候者屋敷歩数之事                                      | 10人扶持の者屋敷歩数            |
| 86  | 組外御書物役之者居屋敷之事（延宝4年7月令）                              | 組外御書物役の屋敷歩数            |
| 87  | 剛屋鞆師御屋敷被下事  | 研音・鞆師屋敷の地子銀免除          |
| 88  | 観音神事役者御屋鋪被下事  | 観音神事役者に屋敷下付            |
| 89  | 才川浅野川馬場近所に罷在候博労屋敷之事                                 | 才川浅野川の博労屋敷歩数           |
| 90  | 兩年収納不仕以前、御屋敷願書付取次申間鋪事（寛文9年2月令）                      | 不足屋敷歩数収納以前、屋敷願取次せず     |
| 91  | 町医者御屋鋪拌領仕事（寛文元年閏8月令）                                | 町医者にも屋敷下付              |
| 92  | 町医師之類、御家中之面々より知行遣置候ても御屋敷拌領仕事                        | 御家中召抱の町医師にも屋敷下付        |
| 93  | 親跡屋鋪居成に奉願事  | 親跡屋敷に居成願               |
| 94  | 御屋鋪不奉願内、兄弟之内居屋敷指上者在之、右屋敷拌領仕度旨願書付取次申事                | 当り歩数不足分、後日拌領願取次        |
| 95  | 祖父代御加増被下、増歩奉願置、子孫代所拌領仕事                             | 祖父代御加増、増歩子孫代拌領         |
| 96  | 親代御加増被下、増歩御屋敷不奉願、せかれ代奉願事                            | 親代御加増、増歩せかれ代願          |
| 97  | 地子地又は百姓地に罷在候者、直に御屋敷拌領仕度旨奉願事                         | 地子地・百姓地罷在者、直接拌領        |
| 98  | 御書物役御徒、御屋敷拌領仕事                                      | 御書物役・御徒の屋敷拌領           |
| 99  | 御持方足軽居屋鋪願様并手替足軽居屋敷願、書付之事                            | 足軽居屋敷願の事               |
| 100 | 御屋鋪奉願、可被下旨被仰出、所拌領不仕、せかれ代親奉願置候書付用候事                  | 拌領許可の屋敷地拌領せず、せかれ代再願    |
| 101 | 先知之内隠居知に被下候者、隠居屋敷不被下事                               | 隠居屋敷取上の事               |
| 102 | 父子一所に御屋敷奉願事   | 父子一所に屋敷願の事             |
| 103 | 居屋敷先願を越相渡申事   | 先願をとび越して屋敷を渡す事例        |
| 104 | 居屋鋪御用地に指上、替地被下候事                                    | 御用地のため収公屋敷の替地          |
| 105 | 宝永3年屋鋪指上、替地被下候事                                     | 宝永3年収公屋敷地の替地の事         |
| 106 | 地子屋敷、御用地に被成、替地被下事                                   | 御用地収公の地子屋敷の替地          |
| 107 | 病気に付居屋敷指上、遠所にて替地被下者之事                               | 病気に付収公の屋敷替地は遠所にて       |
| 108 | 大屋鋪、割屋敷に仕相渡申事                                       | 組地など大屋敷の分割の事           |
| 109 | 一屋鋪、兩人江割屋敷に仕、相渡申時分、余歩請地に為仕様之事                       | 屋敷分割の余歩は請地に            |
| 110 | 小屋敷を合、一屋敷に仕並道附申事                                    | 小屋敷の合筆と道附替             |

|     |  |                       |
|-----|--|-----------------------|
| 111 | 隣屋舗と申談、及断、拝領屋敷割直申事                                   | 隣と相談のうえ拝領屋敷地割を仕直し     |
| 112 | 子細在之、居屋敷居住難仕、替地奉願被下跡屋舗、重て渡屋敷に仕事                      | 居住困難につき収公跡地の下付        |
| 113 | 拝領屋舗之外、請地之分取上候事                                      | 拝領屋敷外も余歩請地を収公するケース    |
| 114 | 御加増被下者、居屋敷不足分被下候事                                    | 加増につき屋敷不足歩数下付の事       |
| 115 | 明屋敷畠請仕、先年より居屋敷之内江圍込置候屋敷取上、渡屋敷に仕事                     | 明屋敷での畠請地取上、渡屋敷の事      |
| 116 | 知行当りより広屋敷、地形悪敷分余歩請地に為仕候事                             | 当り歩より広い屋敷の余歩は請地に      |
| 117 | 剣術稽古所并御鉄炮張請地之事                                       | 剣術稽古所など請地の事           |
| 118 | 上屋舗御用地被召上、下屋敷之内に請地在之、則上屋敷之替地に拝領仕事、又は請地在之候ても外にて替地拝領仕事 | 上屋敷、御用地収公につき替地拝領の事    |
| 119 | 下屋舗之内に力上ヶ地在之、請地仕事                                    | 下屋敷のうち与力収公地、請地の事      |
| 120 | 侍町之中、明屋敷有之、請地仕事                                      | 侍町のうち明屋敷は請地に          |
| 121 | 地子地続に明屋敷在之、地子地に申付事                                   | 地子地続の明屋敷は地子地に         |
| 122 | 川端又は山下に居屋敷拝領仕罷有候者、請地在之、屋敷之内崩申旨及断候得は請地之地子銀引申事         | 拝領地のうち危険な請地は地子免除      |
| 123 | 川端又は山下に罷有候地子地之者、居屋敷崩居住難仕旨相断候得は地子銀引申事                 | 危険地子地在住者の地子免除         |
| 124 | 百歩より上之余歩、為致請地不申、又は請地に為仕申義在之事                         | 百歩以上余歩の請地につき可否        |
| 125 | 屋舗替之事  | 環境悪化による屋敷替え手続         |
| 126 | 御廬匠替屋敷并御廬匠跡屋舗、他組江相渡申事                                | 収公の廬匠屋敷、他組不渡の事        |
| 127 | 同身代之者替屋敷之事   | 同身代者どうし屋敷交換の事         |
| 128 | 先祖代居屋敷売候か又は屋敷指上候者、貸屋舗之事                              | 屋敷収公・売却による無屋敷人への貸屋敷   |
| 129 | 貸屋舗仕事  | 親拝領屋敷返上につき貸屋敷願        |
| 130 | 御徒組屋敷願置候所之事  | 収公した徒組屋敷の再利用手続        |
| 131 | 卯辰山觀音之下、御徒屋敷請地在之候ても地子銀取立不申事                          | 觀音下徒屋敷の余歩請地での地子銀免除    |
| 132 | 新地之寺庵、御停止之事  | 承応3年以後の新寺、地子地も停止      |
| 133 | 地子町之中に罷有庵之事  | 地子町中の寺庵居住禁止           |
| 134 | 町屋居屋敷、境論仕屋鋪取上様之事                                     | 町屋と境論係争の拝領屋敷収公        |
| 135 | 侍并寺庵居屋舗続地子地、又は百姓地の家為買、潰不申事                           | 拝領地続地子地・百姓地にある家作保全    |
| 136 | 寺屋舗崩候か、又は子細在之居住難仕、替屋敷奉願候事                            | 寺屋敷居住困難につき替屋敷願        |
| 137 | 家屋敷立申者引料之事（万治3年令）                                    | 万治3年、家屋敷引料規定          |
| 138 | 本町筋之内、屋敷相立候者引料可被下、地子屋敷之分ハ引料不被下事                      | 本町筋は引料下付、地子屋敷引料なし     |
| 139 | 遠所江引越罷在候者、病氣罷成御断申上被帰候者越料不被下候事                        | 遠所引越者、病氣罷休なら越料なし      |
| 140 | 寺庵引料之事   | 寛文12年宝円寺塔頭の引料         |
| 141 | 平足軽より小頭に被仰付者之類、引料被下間鋪事                               | 平足軽より小頭昇進者引料なし        |
| 142 | 互居屋敷拝領仕罷在候者、境論仕時分、罷出改候事                              | 拝領地どうしの境論のとき罷出改める事    |
| 143 | 新道附申事  | 新道を付ける事               |
| 144 | 道せはき所、町奉行申談広仕事                                       | 狭き道、町奉行に申談広げる事        |
| 145 | 侍并町屋居屋舗続道を備、町家買置、道付替、居屋敷之内江圍込申事                      | 屋敷続道に町家購入、道付替囲込の事     |
| 146 | 屋舗前通之道、拝領地之内を以、自分に広く仕事                               | 屋敷前道、拝領地内へ拡幅の事        |
| 147 | 悪水通附申事   | 排水路の設置                |
| 148 | 町人共屋敷之内水通附替申事  | 町人屋敷内で水路附替の事          |
| 149 | 門口附替申に付断之事   | 門口付替の届出               |
| 150 | 惣構之竹筍剪あらし不申様に可申付事                                    | 万治2年の惣構保全令            |
| 151 | 惣構之竹、御作事奉行江相渡申事                                      | 惣構土居の竹は作事所で利用         |
| 152 | 惣構番人屋敷并土居之事  | 惣構番人は町会所支配、土居は普請方支配   |
| 153 | 惣構下刈竹請取申事  | 惣構下刈竹の請取方             |
| 154 | 惣構堀端に罷在候人々石垣仕候時分断之事                                  | 惣構堀端の人々、石垣築造届出        |
| 155 | 惣構土居続之町屋、土居・堀之上、惣て川并悪水通之上、又は道之方江家仕出申分為切取申事           | 惣構・川・水路等の不法利用は家切取     |
| 156 | 金沢中道橋之事  | 金沢中の道橋の見分と修理          |
| 157 | 侍并町屋之前道悪敷所、屋敷主より為作申事                                 | 武家地・町屋前道は屋敷主が修繕管理     |
| 158 | 町屋・居屋敷続に空地有之、其所江家仕出申分為切取様之事                          | 屋敷続空地へ家作はみ出せば切取       |
| 159 | 百姓地拝領屋敷等打渡置、上ヶ屋敷罷成候得は御算用場江相返申事                       | 百姓地からの転用地収公なら算用場返上    |
| 160 | 百姓地拝領屋敷等打渡、為替地、其村手寄之山開畠、百姓江相渡申事                      | 収用百姓地の替地に山開畠等渡す       |
| 161 | 明屋敷、隣之者垣仕事   | 収公の明地不用心につき隣家から垣根     |
| 162 | 奥村伊予上ヶ地之後番所江、敷物并棒相渡申事                                | 奥村伊予上ヶ地の保全につき番所・番人    |
| 163 | 御用之明屋舗、垣修理之事   | 奥村伊予上ヶ地の垣根修理          |
| 164 | 御用地其外所々明屋敷、鳶鷺之巣取払申事                                  | 明屋敷等の鳶鷺巣の取払           |
| 165 | 明屋舗、捨子捨犬等在之事   | 明屋敷での捨犬・捨子の対応         |
| 166 | 地形高き屋敷に罷有候者居屋敷崩、往還江出候土取除申事                           | 地形高き屋敷崩、道ふざぎ土取除の事     |
| 167 | 於小松前田故三左衛門下屋敷上地、検地仕候事                                | 延宝4年小松の前田直之下屋敷収公、検地   |
| 168 | 御寺方境内相改申事  | 元禄6年瑞龍寺境内改めの事         |
| 169 | 御屋舗方大絵図之面直申事   | 屋敷方大絵図改訂は3・4年かけ直す事    |
| 170 | 御賄被下候事   | 屋敷絵図改訂に従事の町絵師等へ毎日賄を給す |
| 171 | 御屋敷方御用之物品々請取申候事                                      | 屋敷絵図改訂に付墨絵具等支給        |
| 172 | 年中打渡申御屋敷帳面に記、翌年正月十六日上之申事                             | 年中打渡・引渡屋敷帳、翌年正月年寄衆報告  |

(注) 原文の目次に即して掲げたが、朱書訂正のある所は訂正したものにし、表記上の原則は本文の凡例に従った。なお文意をわかりやすくするため補った文字には( )を付けた。また、本文の各項の前に書かれた事書と目次が相違するケースが多くあったので、念のため断わっておく。

#### (1) 御屋鋪願書付取次申事

一、新知又ハ御扶持方・御切米・御合力金銀等被下候者、忽て御屋鋪拝領仕度旨奉願者書付、夫々頭支配中奥書仕、年寄中宛所にて御普請方役所江指越候得は請取置、添目録仕、壱ヶ月切に右書付、年寄中迄上之可被下旨被仰出候得は、右書付又ハ書付写、裏書仕表書入御覽、可被下旨被仰出候条、御定之歩数可相渡旨申渡候、御留守中は願書付請取不申候、又は願書付、夫々頭より直に上之、可被下旨被仰出候由[ ]年寄中裏書仕、申渡候儀も御座候、  
此儀書付取次申儀、被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉、相知不申候、但、当御留守中には、御屋鋪願書付上之可申旨、宝永二年被仰出候由年寄中申渡候付、願書付出候得は請取、年寄中迄上之申候、

#### (2) 居屋鋪可被下人々相応之明屋敷触遣候事

一、御屋鋪可被下由被仰出候得は、願書付之年号月日を以、先後相極、帳面に記置、明屋鋪御座候時分、歩数相応之者江段々触遣、拝領仕度旨願候得は、重て願替申間敷由御普請方役所にて帳面為致判形申候、又は其趣紙面取置申儀も御座候、相応之明屋鋪在之節、拝領人御屋鋪願書付、同月同日候得は、御普請方役所にて為致闇取、先後極申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉、相知不申候、

但、元禄十六年よりハ触遣不申候、

#### (3) 御屋鋪所願事

寄合所より書出年号相知不申候

覚

一、被下屋鋪人々望所之儀、向後寄合所江被申聞、指図次第を以、其上に可被相渡候、以上、

寅 十二月廿三日

御普請奉行中

右之趣に付、御屋敷可被下旨被仰出所之儀奉窺候時分、誰上地誰江相渡可申哉と歩数并余歩請地・不足歩等書記、年寄中迄私共より奉窺、可被下旨被仰出由、年寄中裏書仕申渡候得は、御屋鋪打渡申候、右寄合所より申渡候紙面、年号無御座候に付、何時分より仕来候哉、相知不申候、

但、元禄十六年より所願之儀、夫々頭支配より誰上地誰望申度候歩数相応に候哉之旨尋、相越候得は、歩数申遣儀も御座候、私共より所奉窺儀無御座候、

#### (4) 御屋鋪方検地竿之事

一、御屋鋪方検地竿之儀、御印竿御普請方役所在之候、前々より御作事所江申遣、竹請取、私共并御普請方御横目相見を以、御印竿為写、前々より御普請奉行人々名判彫付置申候、右御印竿に寸付計にて、寸付無御座に付、元禄十六年より御印竿寸付之割を以、小竿に寸付仕置、御屋鋪打渡申候、

右御印竿、何時分より御普請方役所江相渡候哉、相知不申候、天和元年之頃迄、御印竿写之併検地仕候、其後人々名判彫付申候、

#### (5) 御屋鋪打渡申事

朱書「万治式年御定十八ヶ条之内」

一、被下屋敷歩数御定之通、無相違様念を入可打渡事、

御屋敷打渡申時分、私共并御普請方御横目、且又棟取之御算用者、御屋敷方下裁許之者、同加入・御普請方手木足輕召連罷出、其所裁許仕候地子肝煎召連申候、先年は竿取足輕三人請取置并檢地竿箱等為持申小者式人又ハ三人、其時々割場より請取候得共、元禄五年頃より相渡不申候付、式拾人石切之内三人為致竿取申候、檢地竿箱等為持申者、御普請方役所に相詰候小遣役人に為持申候、大屋敷打渡申時分ハ、御扶持方大工御作事所より請取、召連申候、百姓地打渡申節ハ、其所十村并村肝煎為致相見申候、御屋敷打渡様、四方之角株を打置申候、前通長屋土壙仕時分、打置候株を限仕候に付、雨落之溝は請取候歩数之外に罷成申候境目に、諸方より流來候悪水通御座候得ハ、拝領歩数之外に仕株を打、歩数帳面に書記、御屋鋪請取申旨判形取置申候、境目相立候儀、両隣、後隣より屋鋪主又は家来呼出、委細相尋申候、境目土壙式尺在之所は壹尺宛両方之地にて、互に立合懸置申旨申候得は、土壙下両方江振分、中すみに境株を打申候、又ハ一方之地に懸置候由申候得は、其土壙之際に株を打申候、懸壙・板壙・生垣仕置候者之方江附之、其際より株を打申候、株より株迄之内、中通境目紛敷候得は囲を取扱、株より株江縄を張直に仕、境目相立申候、又ハ大絵図之間數を証に仕儀も御座候、相見之家來等境目不慥成義申候得は、夫々屋敷主より覺來候通、紙面を取、境目相立申候、境目見届相違無之旨相見人判形為仕候、

御屋鋪打渡歩数算用仕様、なり悪敷屋鋪は、四角之証に縄張仕候得は、縄より外に三角又ハおくひなり之所出来仕儀も御座候、四角之所、前之間數尺より末、六ヲ 証にて割、左に置、右脇之間數と懸合、尺より末江六を懸れハ、歩数何百何歩何尺と相知申候、三角之所は、一方を二つに割、中竿之間數と懸合歩数相知申候、おくひなり之所は、頭之間數を二つに割、直之間數と懸合、歩数相知申候、三口合何百何拾歩と仕候、但四角之証、家作等在之屋敷にて、四角に縄張難仕所ハ前後又ハ左右之間數少々長短在之候ても縄張相究、算用仕儀も御座候、此外形悪鋪は、右之図を以、其時々算用仕候、百姓地又は大屋敷相渡申節縄張仕様、角之株より一方之縄江三尺、又一方之縄江四尺と仕、此間筋違に五尺之間數に合候得は、縄張直に成申候、是を三四五之曲尺と申候、

右之趣、被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、

#### ( 6 ) 百姓地居屋鋪并下屋敷に願申事

一、百姓地、居屋敷・下屋敷に奉願者在之候得は、願所之様子絵図為出、其上にて御屋鋪方役人指遣、地形費無之、道歩多附不申所に候得は、其趣御算用場江申談、支無御座旨承届、私共より紙面を以、年寄中迄相渡可申哉と奉窺、可被下旨被仰出由、右紙面年寄中裏書を以申渡屋鋪打渡申候、此儀、被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉相知不申候、但、元禄十六年以来も右之通奉願者在之候得は、御算用場江申談、支無之旨承届、其趣返答仕候、私共より所奉窺儀は無御座候、

#### ( 7 ) 百姓地被下屋鋪等に相渡申時分道之歩数、百姓方より半分出候儀并道幅広相渡申事

一、百姓地被下屋鋪等に相渡申時分、道幅式間に附來申候、其道百姓共も常に往来仕所に候得は、道之歩数仮令百歩之所、五拾歩は御屋敷方より五拾歩は百姓より出、道附渡申儀も御座候、此儀被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉相知不申候、禪宗大乗寺替地被下候時分、道幅六間に相渡可申旨、年寄中紙面を以、先々御普請奉行江申渡候紙面之写左に記、

元禄八年年寄中紙面

今般於石川郡寺地村領被下之候大乘寺屋敷、道幅六間に仕、請取度之旨断候、此屋敷之儀は、格外之事に候間、右之通可被相渡候、以上、

(元禄8年)  
乙亥八月十一日

村井出雲印  
(親長)  
前田対馬印  
(孝貞)  
横山左衛門印  
(任風)  
長九郎左衛門印  
(尚連)  
江戸 前田備前  
(貞親)  
同 奥村壱岐  
(恩輝)

高畠久兵衛殿  
高木左兵衛殿  
前田清八殿

(8) 御屋鋪打渡申時分道筋を直水道を附申事

一、御屋敷打渡申時分、道筋悪敷所は、私共見分仕、道筋を直打渡申候、且又所により水道附相渡申儀も御座候、道幅・江幅御定無御座に付、其時々見分之上を以相極申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉相知不申候、

(9) 百姓地被下屋鋪に相渡候時分請地之事

一、百姓地被下屋敷に打渡申時分、前通道幅式間、外廻水通江幅三尺、所により附渡申儀も御座候、請取人地取四角に望、其通に相渡申に付、所により屋敷境に空地出来仕、田畠にも難成、百姓迷惑仕由に候得は請取人申談、歩数百步余にても前々請地に申付候、

但、元禄十六年以後僉議仕候八、地取四角に望候ても、所に隨ひつませ候て成共、土地費不申様相渡可申候、ひつませ相渡候得は、空地出来不仕、請地と申儀も無御座候、先年北川又右衛門組足軽屋敷之儀に付、奥村兵部方より又右衛門江之書状之写、左に記、

天和元年奥村兵部方より北川又右衛門方江之紙面

一筆令啓達候、御手前組足軽被下、足軽角場等旧臘毛如被申越、大衆目領之内、百姓地被奉願候通絵図被仕、寄合所江被出候由、其許年寄衆より前田佐渡殿迄到来、入御覧候処、場所十分には不被思召候得共、相応之所明地無之候条、願申所外に無滞儀候は、早速相極、尤被思召候、然は右之所、町をはなれ、取合不申候間、打渡申時分、取合宜見計候様と被仰出候、且又右地取四角候故、空地出来候、ケ様之所は所に隨ひつませ候て成とも、土地之費不申様に可仕由被仰出候間、可得其意候、右之趣佐渡殿并拙子方よりも其許年寄中江申達候条、可有其御心得候、恐々謹言、

二月廿三日 奥村兵部

北川又右衛門殿

(10) 拾歩より内之余歩其屋鋪に附被下事

一、御屋鋪打渡申時分、当歩之外、拾より内之余歩は、其屋敷に附被下候、拾歩より上八請地に為仕、地子銀取立申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、何時分より被下來候哉、相知不申候、

(11) 拾歩より内にても請地に仕、地子銀出申事

一、被下屋鋪打渡申時分、屋敷形悪敷、境目縄を張直に仕、縄より外之歩、隣之者請地仕度旨相断申候得は、拾歩より内にても請地に申付、地子銀取立申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、  
元禄十三年御弓矢御土蔵附足輕高木万右衛門屋敷打渡申時分、屋敷なり惡敷境目縄張仕、縄より外歩数五尺壹寸、隣御扶持方大工甚六請地仕度由申候に付、願之通申渡、地子銀取立申候、

(12) 御屋鋪打渡申時分余歩在之、隣屋鋪之者請地望候得は、為請申事

一、御屋敷打渡申砌、当歩之外余歩在之、隣屋鋪之者雪除無御座候間、右余歩之内請地仕度旨、断申候得は、其段見分仕、為請申儀も御座候、近例は、

富田吉兵衛先屋敷上地山口半弥に可被下旨被仰出、当歩数可相渡由、元禄六年年寄中先々御普請奉行江申渡候、半弥当歩之外、八拾步余余歩御座候付、隣久保定興居屋敷少不足も御座候間、右余歩配当仕、請地奉願候に付、前々より右並之所は、致配当請地に為仕候得共、半弥屋敷之儀は、先々奉行より所伺上之不申屋敷御座候故、難心得旨、其砌紙面を以、年寄中迄先々奉行奉窺候処、半弥屋敷之儀、可為惣様格之通旨被仰出由、右紙面年寄中裏書仕申渡候に付、半弥当歩之外余歩八拾步五尺八寸御座候内、四拾步三尺八寸定興請地為仕、残歩数、半弥請地に仕候、

(13) 拝領仕候屋鋪打渡不申以前土砂・材木等入置申度断之事

一、拜領屋敷所之儀、奉窺可被下旨被仰出、未打渡不申以前、右屋敷江土砂・材木等入置申度由申候得は為入置申候、并輕キ垣仕度由断候得は、其通為仕候儀も御座候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、

御徒堀田伊右衛門上地、元禄十一年御算用者稻垣左内拜領仕、未屋敷打渡不申内、右屋敷江土砂・材木等入置申度旨、御普請方役所江相断、其通為入置、追而屋鋪打渡申候、

(14) 誰上ヶ屋鋪歩数不残誰江被下旨被仰出候得は、打渡不申引渡に仕事

一、誰上ヶ屋鋪誰江可被下旨被仰出由、年寄中紙面を以申渡候得は、歩数不残被下候哉と年寄中江相尋、其通と申候得は屋鋪打渡不申、引渡に仕、御普請方役所にて大絵図之表歩数御屋鋪請取帳に書記、判形取置申候近例は、

元禄元年年寄中紙面

一、青山将監上ヶ屋鋪、稻垣三郎兵衛江被下旨被仰出候条、被得其意、可被相渡候、勿論三郎兵衛先屋鋪可被取上候、以上、

戊申九月廿六日

奥村伊予判(時成)  
(孟昭)  
津田玄[蕃]  
(正房)  
横山筑後判(通緒)  
奥村因幡判(孝貞)  
前田佐渡判(政長)  
本多安房判

菊池九右衛門殿

駒井勝大夫殿

杉江平丞殿

右紙面之趣には将監上ヶ屋鋪歩数不残被下候哉、三郎兵衛当歩之外請地仕筈に候哉、相知不申候に付、其時分之御普請奉行杉江平丞於御城、奥村伊予江相尋候処、不残可被下旨申渡候由、覚書御座候、御屋敷打渡不申、元禄元年御普請方役所江三郎兵衛罷出、御屋鋪請取帳に判形仕候、

(15) 屋鋪当歩之外余歩請地に仕拜領仕度旨直に奉願、可被下由被仰出候屋敷は打渡不申、引

## 渡に仕事

一、誰上ヶ地歩数何百何拾歩之内、知行当歩高之外余歩請地に仕、拝領仕度旨願書付、年寄中宛所にて直に上之、可被下由被仰出候旨、右書付に年寄中裏書仕申渡候得は、屋鋪打渡不申引渡仕、御普請方役所にて御屋敷請取帳に判形為仕候近例は、  
寺西平八郎上ヶ屋敷、元禄十四年当歩之外余歩請地に仕、葛巻新蔵拝領仕度旨願書付年寄中宛所にて直に上之、可被下旨被仰出由、右書付年寄中裏書を以、先御普請奉行江申渡候屋敷打渡不申引仕、御普請方役所江新蔵家來罷出、御屋敷請取帳に判形為仕余歩請地仕候、

(16) 上ヶ屋敷歩数不残并家共に被下候得は、打渡不申引渡仕事

一、家屋鋪共に上り御普請方役所より番人附置候屋敷并家共、誰江可被下旨被仰出候得は、御屋敷方役人遣、家帳面に引合相渡、屋敷打渡不申引渡仕、御普請方役所にて御屋敷請取帳に判形為仕候、右之趣にて前々家屋敷共被下候近例は、

園田左十郎上ヶ屋敷家共に加藤重左衛門江被下候時分之趣、左に記、

元禄七年年寄中紙面

以上

園田左十郎上ヶ屋敷、加藤重左衛門江被下之候間、可被相渡候、以上、

甲戌十月晦日

奥村壱岐印

(庸礼)  
村井出雲印

(任風)  
横山左衛門印

(尚連)  
長九郎左衛門印

(孝真)  
前田駿河守印

(政長)  
本多安房守印

高畠久兵衛殿

高木左兵衛殿

前田清八殿

右、園田左十郎家屋敷共に上り、御普請方役所より番人附置候処、元禄七年右屋敷加藤重左衛門江可被下旨被仰出由、年寄中紙面を以申渡候、家被下候儀右紙面に無御座候処、奥村壱岐申渡、家屋敷共拝領仕旨重左衛門方より申越、御屋敷方役人指遣、家帳面引合相渡申候、御屋敷打渡不申、御屋敷請取帳重左衛門判形も取置不申候、其時分僉議之品相知不申候、

(17) 弟被召出、新知被下御屋敷奉願、可被下旨被仰出、兄下屋敷之内拝領仕、下屋鋪之替地別所にて拝領仕事

一、弟新知被下御屋敷奉願、可被下旨被仰出、兄下屋鋪之内、弟当歩数指遣下屋敷之替地、別所にて拝領仕度由、兄願書付上之、可被下旨被仰出由、右書付に年寄中裏書仕申渡、御屋鋪相渡申候近例は、

(連房、尚連弟)  
長兵部寛文十一年新知被下、御屋敷拝領仕度由奉願、可被下旨被仰出候、兄長九郎左衛門下屋敷之内、兵部当歩数遣、右替地於別所拝領仕度由、元禄六年九郎左衛門願書付上之候処、願之通被仰出旨、年寄中裏書仕、先々御普請奉行江申渡、兵部屋敷打渡不申、御屋敷請取帳判形も取置不申候、同七年下屋敷替地拝領仕、屋敷打渡、御屋鋪請取帳九郎左衛門家來判形仕候、

(18) 三千石以上之面々下屋鋪被下候事

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、三千石以上之面々江は下屋敷被下候、居屋敷手寄能所にて可相渡、但御昵近之屋敷不交、遠所にて可相渡事。

(19) 与力屋敷別可被下事

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、居屋敷・下屋敷共、与力知無構自分知之当被下、与力屋敷は別可被下事、

此儀忽て与力屋敷、向後人々江被下候所之儀、小立野・泉野於両所相極候間、時々不及奉窺相渡可申旨、延宝三年年寄中申渡候、先々御普請奉行覚書、左記、

延宝三年先々御普請奉行覚書

泉野・小立野与力屋敷相渡候儀、向後窺不及申、両所にて可相渡旨、卯三月四日被仰渡候、横山志磨与力田中善大夫屋鋪之儀に付窺申候処、相極申候、

延宝三年

与力中御屋敷拝領仕度由書付、寄親より上之、可被下旨被仰出、右両所之内、明屋敷在之拝領仕度由、与力裁許中より紙面、右御屋敷望申与力御普請方役所江持參仕候得は、御屋敷請取帳に判形取置、打渡不申候、且又御屋敷拝領仕置、家作不仕者、両所之内、上ヶ地に家在之、相対を以買請、替屋敷仕度由、右裁許中より紙面指越候得は、仮令御知行式百石当之御屋敷百石被下者にも、替屋敷為仕、余歩請地為仕候、先々御普請奉行覚書左に記、

元禄元年先々御普請奉行覚書

本組与力大嶋浅右衛門儀、当春岩野兵左衛門上ヶ屋敷拝領仕候、然処未家作も不仕罷在候間、斎田故武右衛門上ヶ屋敷家も御座候間、最前拝領仕候屋敷指上、故武右衛門屋鋪拝領仕候得は勝手助成にも罷成候間、可成儀に候者、右之通願申度旨、与力裁許中江浅右衛門申談候由にて、則浅右衛門願之通申来候に付、如何可仕哉と窺申候処、跡々もヶ様成格在之候哉と御尋に付、先年前田孫丞与力多田紋兵衛最前拝領仕屋敷指上、富田吉蔵与力小池喜右衛門上ヶ地家も在之候間、最前之屋敷指上、喜右衛門屋敷拝領仕度旨願申候処に、則願之通被下候、去共御老中より被仰渡にて願之通罷成跡も無之候に付、則今般大嶋浅右衛門屋敷之儀に付、御月番迄伺候処、与力之儀は、所も極、一縄屋敷之儀に候得は、自分之替屋敷之格にても在之間敷候間、紋兵衛屋敷被下候格之通にて相渡候様、今月廿四日被仰渡候、就夫浅右衛門方より書付出申候、奥書之儀、与力裁許中江浅右衛門申入候処、奥書仕にては在之間敷候得共、先奥書仕、指遣候由にて奥書調參候得共、替屋敷と在之候故、替屋敷之格にては無之候間、奥書被調替被指越候様申遣候処、最前多田紋兵衛屋敷之時分も、奥書無之事済申儀に候得は、只今奥書不可及旨与力裁許中被申候由、浅右衛門罷出申に付、多田紋兵衛屋敷之時分も御老中より被仰渡にて、事済申儀に候哉、場に然と為仕儀無御座、其節御普請奉行方より与力裁許中江遣候書状留迄在之候に付、今般も浅右衛門屋敷如何可仕哉と窺候処、右紋兵衛屋敷並に相渡候様被仰渡候、紋兵衛屋敷之儀、最前も申上候通、各様より被仰渡にて紋兵衛屋敷拝領仕跡にても無之、然と為仕儀無之に付、今般与力裁許中奥書を取置候得は向後ヶ様之望人在之候ても、格にも罷成候間、今般与力裁許中奥書被致候様仕度旨、御月番迄同廿八日重て窺候処、紋兵衛屋敷之時分、新格に罷成候、先年も浅右衛門屋敷之通願申者在之刻、願之通罷成候様申候に付、浅右衛門儀も同事被仰渡候、兎角紋兵衛屋敷之格に可仕旨、御月番津田玄蕃殿(孟昭)何も御仲間御相談にて被仰渡候、以上、

八月廿八日

駒井勝大夫

(20) 御持筒頭組附与力屋敷所、其頭より御普請方役所江申越、年寄中江相達不奉伺相渡申事、又は其頭より直に奉窺可被下旨被仰出、相渡申事

一、北川庄右衛門組附与力池田源丞、御屋敷拝領仕度旨奉窺、可被下由被仰出所之儀、大衆免村領之内、百姓地庄右衛門組足輕町近所にて請取申度旨、庄右衛門方より御普請方役所江相断申に付、先々御普請奉行年寄中江相達、所之儀不奉伺、御定之歩数、貞享二年打渡申候、

此儀庄右衛門断之趣、年寄中江先々御普請奉行相達候処、所之儀不及奉窺、惣与力並に歩数相渡可申旨奥村壹岐口上にて、菊池九右衛門に申渡候、

一、村上助右衛門組附与力遠田吟八郎、浅野中嶋町百姓地之内、請地に仕罷在候、幸助右衛門組足輕町近所に候間、直に拝領仕度旨、助右衛門方より直奉窺、可被下旨被仰出候由、年寄中紙面を以、元禄十年先御普請奉行江申渡候に付、御定之歩数打渡申候、

右之通、北川庄右衛門組附与力御屋敷拝領仕候時分、所之儀、不奉窺相渡候得共、元禄十二年稻垣三郎兵衛組附与力中村平丞屋敷所之儀、三郎兵衛組足輕町近所百姓地之内、拝領仕度旨、御普請方役所江三郎兵衛方より相断申候に付、所之儀年寄中迄紙面を以、先御普請奉行奉窺、可被下由被仰出候間、御[ ]之歩数打渡可申旨、右紙面年寄中裏書仕申渡候に付、打渡申候、原田又右衛門組附与力も右三郎兵衛与力同格仕、屋敷打渡申候、

(21) 与力屋鋪小立野・泉野両所相極候得共、両所之外にても御屋敷拝領仕并自分拝領屋敷指上親屋敷拝領仕事

一、加藤重左衛門与力今村政右衛門儀、最前重左衛門罷在候屋敷近所に指置申度旨、元禄六年重左衛門方より書付を以直に奉窺、可被下旨被仰出旨、年寄中より右書付に裏書仕申渡候に付、屋敷打渡申候、菊池弥八郎与力河嶋覺右衛門儀、親河嶋弥三右衛門三社宮之辺にて、御屋敷拝領仕罷在病死仕候、覺右衛門屋敷も弥三右衛門後隣に拝領仕置候得共、家作不仕候に付、亡父屋敷家も御座候間、覺右衛門屋敷指上、居成拝領仕度由、覺右衛門願書付、弥八郎奥書仕、元禄三年御普請方役所江指越申に付、取次年寄中江上之候処、可被下旨被仰出由、右書付に年寄中裏書仕申渡候に付、御屋敷打渡不申、御普請方役所にて引渡に仕、御屋敷請取帳に判形取置申候、

(22) 与力屋敷拾歩劣に相渡申事

寛文五年年寄中紙面

一、惣与力屋敷之儀、向後人々江被下候条、御昵近屋敷拾歩劣に与力屋敷可被相渡候、恐々謹言、

寛文五年三月十八日

奥村因幡判(庸礼)  
今枝民部判(近義)  
前田対馬判(季貞)  
奥村河内判(宋清)

山本久左衛門殿  
高山勘兵衛殿  
武部四郎兵衛殿

(23) 本組与力屋敷歩数之事

貞享元年先々御普請奉行覚書

一、加領与力大嶋浅右衛門被下屋敷歩数之儀、窺候処、加領与力之儀は、尤跡目可被仰付旨被仰出候得共、惣与力並に候間、小立野・泉野村両所にて可相渡由、御月番佐渡殿、八郎左衛門に被仰渡候、  
子八月六日

奉北川八郎左衛門

(24) 惣与力小立野江引越申事并田井村百姓地続、才川橋向石坂にて与力屋鋪相渡申事

寛文七年御屋敷方留帳之内

- 一、惣与力当年より三ヶ年内不残小立野に定被為置候与力屋敷之所江勝手次第為引越可申旨、重て被仰出候条、此通各迄私共方より可申達由一昨日從御寄合被仰渡候、勿論御用地被召上候所は、不依何時立可申旨、是又被入御念被仰渡候条、左様御心得急度可被仰渡候、
- 一、自分に被下候与力之儀は、格別之事に候条、御指除尤存候、為其如此御座候、恐々謹言、

寛文七年

三月廿二日

御普請会所

笹原織部殿

永原左京殿

右之通御座候得共、未御定所江引越不申 拝領仕候屋敷今以罷在候与力も御座候、

- 一、小立野惣与力屋敷之所、最前今程経王寺後迄相渡、遠所に罷成申に付、馬坂之下田井村百姓地続、只今与力罷在候分、勿論居成、其続之所并才川橋向石坂百姓地・地子地両所重て惣与力之所に可相渡旨被仰渡候条、手寄次第、未替地請取不被申与力衆人々、右之通、可被相渡候、天氣次第両所江罷出、地方絵図相極可申候間、望之与力面々追て此場迄被罷出、絵図之面にて居屋敷望被申候様可被仰渡候、將又両所罷在候与力中江も、其分に罷在候様、是又可被仰渡候、

寛文八年

十月八日

御普請会所

笹原織部殿

永原左京殿

(25) 馬坂之下田町辺にて与力屋敷渡不申候事

- 一、与力屋鋪之儀、向後泉野・小立野両所之外相渡申間敷候、田町辺之屋敷は是以後相渡間敷旨、御年寄衆被仰渡候条、為御心得、如此御座候、以上、

天和三年

八月二日

御普請会所

不破彦三殿

富田治部左衛門殿

(26) 御加増被下候面々下屋敷不足分被下候事

万治二年御定拾八ヶ条之内

(前田孝貞) (奥村庸礼) (津田正忠) (今枝近義)

- 一、御加増被下候面々下屋敷不足分、対馬・因幡・玄蕃・民部指図次第、可相渡事、

此儀御加増被下、居屋敷并下屋敷不足歩奉願旨書付、御普請方役所江出候得は、取次年寄中迄上之申候、何時分より取次年寄中迄上之候哉相知不申候、但、御加増被下、居屋敷不足分可相渡御定又は年寄中申渡候儀も無御座候得共、前々より被下来候、

(27) 高知之跡目小身に成、下屋敷取上候事

万治二年御定拾八ヶ条之内

- 一、高知之跡目小身成候者、下屋敷知行当之外可取上事

此儀、親跡目減候得は、知行図を以、下屋敷上之申候、上屋敷之分は貪着不仕候、且又兄弟江御配分被仰付候得は、弟知行高を以、上屋敷・下屋敷共に歩数指引仕上之申候、乍然指上候下屋敷家來等差置申候間、請地仕度旨奉願候得は、先々御普請奉行年寄中江相達、上屋敷并下屋敷上地請地に為仕候、

但、元禄拾五年中川清六郎下屋敷之内指上、請地願候得共、被仰出之筋御座候て、請地不為仕候、向後も此格と相心得罷在候、

(28) 親子兄弟一所に御屋敷請取候者之事

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、親子兄弟一所に望屋敷被下者、欠人候者、其當取上候か地子に可申付事、

此儀、親子一所に御屋敷拝領仕、せかれ家作不仕、親家作之内罷在候時分、親病死仕、跡目被仰付候得は、其分為致請地申儀も御座候、先々御普請奉行覚書左に記、

神戸半九郎儀、息権八郎と一屋敷在之候処、半九郎死去、権八郎屋敷江移り申に付、権八郎屋敷式百歩可上之処、権八郎屋敷之内江半九郎家作懸置候に付、式百歩上分に仕、此内四拾步権八郎請申度由、木梨助三郎相談に候得共、可被上屋敷之内を此方共心得にて永代請地に罷成候儀難心得、僉議之旨返答申入候処、此願直に御年寄衆江相達候処、御普請奉行中心得迄にて難致、請地にも尤候、御老中何も御聞届被成候間、先式百歩為上候者、其上にて四拾步は、為致請地、御用次第可指上之由、書付を取置可申候、則権八郎御番頭江も、此旨被仰渡候由、(貞享3年)丙寅七月廿二日、御月番佐渡殿、(前田孝貞)北川八郎左衛門江被仰渡候、

(29) 親跡目減候か兄弟江分候者屋敷之事

一、親跡目減或兄弟に分り候者居屋敷、知行当より広候共、其併可被下候、若從公義御立候か自分替屋敷仕候者ハ、其節は知行当之外、余歩可取上事、

右之趣に付、親跡目減、壱人に被下候得は、居屋敷歩数前々より指引不仕候、屋敷替仕候者、先屋敷之歩数無構替地、知行当高、前々より被下候処、宝永二年為御用、居屋敷指上候人々、知行当高之外、余歩在之屋敷、余歩之子細御尋被遊、子細在之余歩に候得は、替屋敷被下候時分、在来候余歩被下候、

万治三年年寄中紙面三ヶ条之内

一、親跡目被仰付知行兄弟に分り候面々之儀、親屋敷之歩高を以、兄弟応知行高、御定之歩数割符候て可被打渡候、自然余地於在之者請込地子可被申付事、

右之趣に付、兄弟御配分被仰付候得は、親屋敷之歩高を以割符仕、余歩は請地に申付候、兄弟居住可仕歩数御座候ても、兄家作江懸り、一所に居住難仕、弟於別所御屋敷拝領仕度旨奉願申者ハ、家作并屋敷なり絵図に仕、弟御屋敷願書付に相添、夫々頭支配中奥書仕、御普請方役所江出候得は、取次年寄中迄上之申候、尤親屋敷歩数不足仕、兄弟居住可仕歩数無御座候得は、弟別所にて御屋敷拝領仕度旨書付上之、可被下由被仰出、於別所御屋鋪打渡申候、兄知行当之外、余歩請地為仕候、此儀先々御普請奉行前々より仕来候、

(30) 跡目被仰付、親屋敷兄弟居住仕証文取置申事

寛文五年年寄中紙面

一、跡目被仰付者之内、親知行分兄弟に御配分被成候者、親居屋敷相応にて兄弟致拝領候者、証文可被取置候、恐惶謹言、

(寛文5年)巳三月十二日

奥村因幡判(庸礼)  
今枝民部判(近義)  
奥村河内判(宋清)  
前田対馬判(孝貞)

山本久左衛門殿  
高山勘兵衛殿  
武部四郎兵衛殿

(31) 死去人跡目不被仰付者、居屋鋪并下屋鋪取上候事

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、死去人跡目不被仰付候者、居屋鋪・下屋敷共に可取上事、

年寄中紙面年号相知不申候

御家中死去人跡目無之者并被放御扶持候者など上り屋敷之儀、從其頭々各迄相断、屋鋪請取可被申候、此趣頭中江被申触尤候、恐々謹言、

八月廿五日

津田玄蕃  
(正忠)  
(庸礼)  
奥村因幡  
(孝真)  
前田対馬

津田次郎左衛門殿

岡田十右衛門殿

村 善右衛門殿

右之趣に候得共、前々触遣候紙面之留等も相見不申、今以触遣候儀無御座候、御家中之者病死仕、跡目不被仰付候者、夫々頭支配中より不申越候内は、相知不申候、

(32) 拝領屋鋪作事不仕明置候者取上可申御定、其以後被仰出、取上不申候

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、拜領屋敷作事不仕明置候者、三ヶ年目之正月可取上、但対馬・因幡・玄蕃・民部断聞届候分は、格別之事、

延宝七年年寄中紙面

万治弐年御定書御ヶ条之内、被下屋鋪之儀請取、三年作事不仕明置候ものは可取上旨被仰出候得共、自今以後不可及其沙汰之旨、延宝五年三月被仰出候条、向後可被得其意候、恐々謹言、

己未二月廿六日

奥村因幡判  
(庸礼)  
前田対馬判  
(孝真)  
横山左衛門判  
(志次)  
本多安房判  
(政長)

高山勘兵衛殿

武部四郎兵衛殿

野村伊兵衛殿

右之趣に付、被下屋敷請取、作事不仕明置候ても取上不申候、

(33) 上り屋鋪家其外植木石等之事

万治二年御定拾八ヶ条之内

一、上り屋敷家其外植木等あらせ申間敷候、替屋敷被下者勝手次第とらせ可申事、

此儀御追放・流罪・切腹・刎首・斬罪・改易并被放御扶持候者、又は逐電仕候者、家屋敷上之申候、且又乱心人自害仕者、家上ヶ不申者も在之候処、元禄三年より家屋敷共為上可申旨年寄中申渡候由、先々御普請奉行覚書御座候得共、夫々頭支配之人々より自害等仕旨書付に在之候得は、家之儀僉議仕為上申候、其子細書付に無之、屋敷迄上申由調越候へハ、私共方にては難相知候、家上ヶ申時分、豎具并植木・石等帳面に記、夫々頭支配中より年寄中江相達上之申旨、帳面に奥書仕、御普請方役所江相越候得は、御屋敷方役人遣、家帳面に引合為請取申候、其上にて屋敷歩数大概書記、誰家屋敷上之申由、時々奉達御聽候、足輕以下之上ヶ家ハ、前々より不奉達御聽、入札を以、御払に仕候家代銀、過料銀之内江上之申候、御作事所江申遣、御大工に家代為見図、紙面取置申候、上ヶ家御用に無御座旨被仰出、屋敷歩数相応之者買居に仕、御屋鋪拜領仕度由奉願候得は、見図直段に式割増を懸為買請、代銀過料銀之内江上之、所之儀奉窺、被下間敷旨被仰出候ハヽ、家早速壞取可申由書付取置、家相渡申候、御屋敷所之儀、誰江

相渡可申哉之旨、年寄中迄紙面を以奉窺、可被下由被仰出候得は、屋敷打渡申候、此趣先々御普請奉行前々より仕来候得共、元禄十六年より、御屋敷所之儀不被下以前に家為買請申儀、貪着不仕候、

一縄屋敷に罷在候者、家上之屋舗は一縄に付、上ヶ不申、同組之者家所持不仕、右上家買居に仕度願書付、夫々支配奥書仕、御普請方役所江指越候得は、前々之通、御大工見図直段式割増を懸、為買請、代銀過料銀之内江為上申候、此趣元禄十六年、一縄屋敷之内上ヶ家在之、同組之者買居に仕度由奉願候時分、奉達御聴、前々之通に仕候、

右上ヶ家式割増を懸為買請候儀、被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座候、前々より仕来候僉議相知不申候、宝永二年向後上ヶ家買居に仕度旨奉願者在之候ハヽ、直段見図之儀前々之通、御大工為見図并御屋敷方役人共に一通り為見図、両方直段付目録引合、吟味仕、家格好相応之直段に候者、高直段之方に式割増を懸買請候哉と相尋、高直などゝ申、望不申候者為図直、其上にも望不申候者、入札を以御払に可仕旨相極申候、

宝永二年為御用地屋敷指上候人々替地被下候内、替地に上家在之、買居に奉願候に付、家代見図之儀、右之通に仕為買請、代銀上り所極候迄、諸方御土蔵又は過料銀之内江年寄中指図を以預置候、

#### (34) 上ヶ家払代銀上様之事

寛文三年御屋敷方留帳之内

一、上り家代銀唯今迄御納戸奉行江上り候得共、向後過料銀之内江上ヶ可申旨、御寄合所より被仰渡候間、左様御心得可在之候、以上、

寛文三年

二月十八日

御普請会所

不破七兵衛殿

斎藤主馬殿

多羅尾六兵衛殿

上ヶ家買請代銀延引仕、月を越候得は加利足為上候事、

上ヶ家買請候者代銀延引仕、月を越候得は、壱ヶ月百目付壱歩七之加利足為上申候、

此儀被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、先々御普請奉行前々より極置申候、

#### (35) 上ヶ家御払に仕候時分、入札町会所江申遣并式割増を以買居に仕候者代銀上ヶ切手之事

上ヶ家御払に罷成候得は、入札町会所江申遣、札取集指越候得は、御横目相見を以披、高札之者に為買請、代銀銀座封を付、買請候町人上ヶ切手、御普請方役所より奥書仕、場印を押、過料銀之内江為上申候切手之写、左に記、

入札仕候銀子上ヶ切手

覚

一、何百何拾目

丁銀

右何組何之誰上ヶ家入札にて御払被成候処、私高札に付、代銀指上申所如件、

年号月日

何町何屋

誰

役銀奉行

何之誰殿

何之誰殿

右何組何之誰上ヶ家払代銀何百何拾目為上候条、過料銀之内江可在御請取候、以上、

御普請会所

役銀奉行銀子請取切手

覺

一、何百何拾目

丁銀

右何組何之誰上ヶ家入札を以、御払に付、其方高札に付、買請代銀過料銀之内江上之請取所如件、

年号月日

役銀奉行  
何之誰印

何町何屋  
誰

何之誰印

上ヶ家買居仕候者銀子上ヶ切手

覺

一、何百目

丁銀

右何組何之誰上ヶ家御払に付、御扶持大工見図直段式割増を懸、私買請本銀増銀共上之申所、如  
件、

何組  
何之誰

年号月日

役銀奉行  
何之誰殿  
何之誰殿

右何組何之誰上ヶ家払代銀御大工見図、直段に式割増を懸、本銀・増銀共何百目為上候条、  
過料銀之内江可有御請取候、以上、

御普請会所

役銀奉行銀子請取切手

覺

一、何百目

丁銀

右何組何之誰上ヶ家、御大工見図直段に式割増を懸、其方買請代銀過料銀之内江上之に付、請取  
所如件、

役銀奉行  
何之誰印  
何之誰印

年号月日

何組  
誰

右之趣に付、寛文三年より惣て上ヶ家払代銀、過料銀之内江上之候処、宝永二年上ヶ家払  
代銀上り所極候迄、年寄中指図を以、諸方御土蔵又は過料銀之内江預置申候、

上ヶ家払代銀諸方御土蔵、又は過料銀之内江預置申切手之事、

入札候町人銀子上ヶ切手

覺

一、何百目

丁銀

右何組何之誰上ヶ家入札を以、御払被成候処、私共高札に付買請代銀指上申所如件、

年号月日

何町何屋  
誰

同

誰

役銀奉行  
何之誰殿  
何之誰殿

右何組何之誰上ヶ家払代銀上ヶ所極候迄、何百目過料銀之内江可在御預り置候、以上、

御普請会所

覚

一、何百目

丁銀

右何組何之誰上ヶ家、何町何屋誰買請代銀上ヶ申に付、上ヶ所極候迄過料銀之内江預り置申候、以上、

役銀奉行

何月何日

何之誰印

御普請会所

何之誰印

入札仕候町人銀子上ヶ切手

覚

一、何百目

丁銀

右何組何之誰上ヶ家入札を以、御払被成候処、私共高札に付、買請代銀指上申所如件、

年号月日

何町何屋

誰

同

誰

諸方御土蔵奉行

何之誰殿

何之誰殿

右何組何之誰上ヶ家払代銀上ヶ所極候迄、何百目諸方御土蔵之内江御預り置可在之候、以上、

御普請会所

諸方御土蔵奉行

覚

一、何百目

丁銀上人

何町何屋

誰

同

誰

右何組何之誰上ヶ家払代銀、当分御土蔵江入置申候、以上、

年号月日

諸方御土蔵奉行

何之誰印

同 何之誰印

御普請会所

(36) 御奉公仕御屋鋪致拝領罷在候者養子罷成、親跡目被仰付、親屋敷江移跡屋敷家共指上候事

一、御奉公仕家屋敷在之候者、養子に罷成跡目被仰付、親屋敷江移、跡屋敷上之、并家上ヶ申儀毛御座候、先々御普請奉行覚書左に記、

元禄元年先々御普請奉行覚書

(前田孝貞)

今月十八日之朝御月番佐渡殿より御用之儀候条、罷出候様申来に付、則御宅迄罷越候処に、青山(長貞)將監殿先屋敷家屋敷共指上申度旨、御老中迄書付被上候、右書付為御見如何存候哉と御尋候、家屋敷上ヶ申人々之儀は、被仰付候か、又は跡目断絶、家内に拝領仕者無御座分は、家屋敷共上り申候得共、ヶ様結構に被仰付候跡目家屋敷上ヶ申格不奉存候、家之儀は上り申間敷儀と奉存旨申上候得は、左様可在之儀被思召候、兎角役所江罷帰、ヶ様成人々家屋敷上ヶ申格も候哉、相役僉議仕、重て可申上由被仰渡に付、則跡々之儀吟味仕候処、先年山森伊左衛門亡父吉兵衛跡目、寛文五年被仰付、其身拝領仕置候居屋敷上ヶ申候、延宝五年より貞享五年迄杉山清左衛門・今井源五兵衛・藤懸八郎兵衛屋敷は指上、家は上不申候に付、此旨書付、同廿一日御寄合所にて御月番江申上候、御聞届何毛御仲間御僉議被成候処、家屋敷共將監殿被上候ては、末々之支にも可罷成

候間、書付八御帰城被遊迄佐渡殿御預置、御入城以後御相談被成被仰付候条、左様可相心得旨、佐渡殿被仰渡候、將監殿屋敷之儀、当分將監殿より番人等を被指置候様、半田権佐迄御月番被仰渡由、則半田権佐申聞候、

戊申五月廿一日

奉 駒井勝大夫

元禄元年先々御普請奉行覚書

青山將監本屋敷家屋敷共被上候間、此場より請取番人等附置可申旨、今三日前田佐渡殿被仰渡候、以上、

辰八月三日

奉 杉江平之丞

(37) 家屋敷所持仕候者他之屋敷家共拝領仕、跡家指上候砌本屋被下、庇廻并長屋上之申事  
一、加藤重左衛門最前指上候家之内、本屋計重左衛門江被下旨被仰出候条、可被相渡候、以上、

(元禄7年)  
甲戌十一月十五日

村井出雲印  
(惠翁)  
奥村壹岐印  
(任風)  
横山左衛門印  
(尚連)  
長九郎左衛門印  
(孝真)  
前田駿河守印  
(政長)  
本多安房守印

高畠久兵衛殿  
高木庄兵衛殿  
前田清八殿

右、重左衛門儀、元禄七年園田左十郎家屋敷共拝領仕、跡家庇廻・長屋上之候、

(38) 親跡屋敷兄弟自分に囲分罷在候者之内、屋敷上様之事

一、親跡屋敷兄弟自分囲分罷在候者之内、跡目断絶仕候か又は如何様之子細在之屋敷上申時分、知行高歩数貪着不仕、囲置候通取上申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、先々御普請奉行僉議仕極置申候、

(39) 病気に付上屋敷上之、下屋敷江引越申事

前田万之助家来紙面年号相知不申候、

一、前田内蔵允病氣罷成に付、上屋敷指上、下屋鋪江引越罷在候処、其以後万之助に弐千石被下置候、只今は五千石拝領仕内、自分知三千五百石被下、今以下屋敷に罷在申候、以上、

未二月

前田万之助内水野忠左衛門

御普請会所

(40) 幼少に付上屋敷指上、下屋敷居住仕事

寛文十一年年寄中紙面

山崎少兵衛幼少に付、上屋敷指上、下屋敷之内にて只今知行当拝領仕度旨願被申に付、立御耳候処、可被下旨被仰出候条、御定之歩数被相渡、残地并上屋鋪共可被取上候、恐惶謹言、

二月十二日

前田対馬判  
(庸礼)  
奥村因幡判  
(忠次)  
横山左衛門判  
(尚連)  
長九郎左衛門判  
(政長)  
本多安房判

荒木善大夫殿

武部四郎兵衛殿  
高山勘兵衛殿

(41) 幼少に付一家之内江引取屋敷指上、成長仕御屋敷拝領仕事并遠所江引越屋鋪指上、罷歸重て御屋敷拝領仕事

一、居屋敷所持仕候者幼少に付、一家之内江引取屋鋪指上并遠所江引越屋敷指上申時分、書付に重て御屋敷拝領可仕旨書加指越候得は、年寄中江上置申候、重て御屋敷拝領仕度旨願書付出候得は、取次年寄中江上之、可被下由被仰出旨、右書付に年寄中裏書仕申渡候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より取次来申候近例は、

多羅尾長大夫幼少に付、天和二年居屋敷指上、実父高田作右衛門方江引取成長仕、御屋鋪拝領仕候、御徒不破儀左衛門越中吉久江引越、延宝四年居屋敷指上、罷歸重て御屋敷拝領仕候、

(42) 哥・弟介抱之ため自分屋鋪上、哥・弟屋敷江引越申事

貞享元年先々御普請奉行覚書

一、御徒斎藤弥右衛門、仙渓院様江被為附、江戸江引越に付、当地居屋敷指上、以来罷歸候刻、御屋敷拝領仕度由書付、去冬御年寄衆迄相達候処、御帰城之以後可上之旨被仰渡、明二日御城江致持參候処、則右書付御預置被成候処、以来御屋敷可相渡ものと心得可罷在由、御月番佐渡殿被仰渡候、右跡々或幼少之哥・弟介抱之ため、自分屋鋪指上、哥・弟宅江引越、或幼少之哥・弟手前江引取、彼屋鋪指上候者八、去々年多羅尾宇右衛門、せかれ高田作右衛門方江引取候、則御年寄中江窺、作右衛門書付を以上ヶ置、（普請奉行）私共方より組頭迄紙面遣申筈之旨、野村伊兵衛申聞、則紙面遣、其以後上原庄之助方江伯父伝内引越候刻も相窺、是又伝内紙面上ヶ置、私共方より書状遣置候旨申上候得は、右両人之者八、自分之願故、書付可遣儀候、弥右衛門儀ハ公用に候得は、猶以罷歸候刻、御屋敷可被下事に候間、紙面遣にも不及候、向後も自分之願にて御屋敷指上、以来御屋敷請取候者にハ紙面遣可申候、公用に罷越候者にハ、紙面不及遣儀と被仰候事、

子八月三日

奉北川八郎左衛門

(43) 在郷被仰付者、居屋敷指上、家上不申事

一、長谷川内匠在郷被仰付、居屋敷指上、家上ヶ不申候、

（組頭）此儀内匠頭笠原頼母・不破平左衛門方より横山筑後・多賀信濃江相達、家上ヶ不申旨紙面之写、左に記

長谷川内匠屋敷上ヶ申儀、且又家ハ自分に払申儀等、横山筑後殿・多賀信濃殿迄相達申渡候、内匠せかれ長谷川主計・同逸角当分屋敷之内罷在候得共、此儀ハ両人頭々より各迄相談可在之と存候、以上、

十一月四日

笠原頼母判

不破平左衛門判

高畠久兵衛殿  
津田治兵衛殿  
戸田清大夫殿

(44) 御暇申上被下候者、家屋敷共上申事

長九郎左衛門紙面年号相知不申候

一、拙子組堀与左衛門御暇申上候に付、居屋敷并下屋鋪掃除仕廻候て上申度旨及断候、寄合所江申談候処、各御請取候て番人等被附置候様手前より可申渡由、与左衛門家来江も其段申渡置候間、早々請取番人をも可被附置候、恐々謹言、

正月廿一日

長九郎左衛門判

近藤新左衛門殿

久津見忠兵衛殿

長九郎左衛門紙面年号相知不申候

一、堀与左衛門下屋敷家共取済候由及断候条、早速御請取尤候、以上、

二月十八日

長九郎左衛門判

久津見忠兵衛殿

近藤新左衛門殿

右与左衛門屋敷上申時分、上屋敷之家八上ヶ、下屋敷之家八指上不申候、僉議之品相知不申候、

(45) 足輕並之者御暇被下候ても家上ヶ不申者之事

一、足輕並之者年罷寄御暇被下、為代せかれ等被召抱候者家上ヶ不申、屋敷之儀代人入置申段、夫々支配より紙面指越、其通に仕置候、御算用場附足輕并御作事方留書足輕等にも前々よりケ様仕儀も御座候、

(46) 一縄に打渡置候屋敷之内上之申事

一、先年一縄に渡置候屋敷之内、御餌指并御馬捕、御作事方御用相勤候町大工等は、屋鋪上之申儀も御座候、

(47) 破却被仰付候寺は屋敷迄上ヶ申事

一、破却被仰付候寺植木等も取扱、屋敷迄上ヶ申候、

此儀禪宗麟祥寺、日蓮宗覺堅寺、同宗清源寺、其外破却被仰付候時分、右之通仕来候、

(48) 寺屋敷上申時分門前之家残置申事

一、寺屋敷上申時分、門前地に在之家其併指置、寺地迄上申儀も御座候、大乗寺先屋敷上申節、門前家乍有、屋敷上申度由願に付、先御普請奉行僉議仕候処、先年日蓮宗清源寺破却之節、寺屋敷上候砌、門前地家乍有上申旨、年寄中江申達候処、先例も在之候間、今般大乗寺門前家乍有、請取可申旨口上にて申渡候、其通にて為上、則地子地に申付候、

(49) 禁牢之者牢死仕、家上又は上不申者も御座候事

一、割場附小者小頭并小者牢死仕候得は、家上不申候、屋敷迄上申旨割場より申越候、

一、割場附足輕大木伊兵衛御吟味之筋在之、公儀之牢江入申候処、牢屋にて病死仕、元禄十六年家上申旨、割場より申越候、屋敷之儀は一縄に付上不申候、

一、坊主井上理庵牢死仕、家上不申、元禄十年屋敷迄上申旨、坊主頭より申越候、

一、同小沢清養牢死仕、元禄七年家・屋敷共上申由、坊主頭より申越候、

一、御持弓御持筒足輕、自害仕候か又は如何様に被仰付候ても、家上不申、一縄に付屋敷も上不申候、右五ヶ条、夫々支配頭々より家上申旨申越候得は、請取來申候屋敷は書付に自害仕と在之候か又は如何様被仰付、家取扱屋敷迄上申旨文言在之候得は、家之儀僉議仕候、左様之訛書付にも無之、又は一縄にて屋敷上不申者八、其品相知不申候、

(50) 禁牢之者御赦免被成、里子に成候者家之事

寛文十三年御屋敷方留帳之内

一、御馬捕作蔵松木伐取申に付牢舎被仰付候、然共昨日御赦免、牢より出、里子に被仰付候に付、

右作蔵家・屋敷被上之旨、御紙面之通、得其意存候、右作蔵里子罷成、御払者にても無御座候条、家之儀可被下者と存候条、其段御馬捕頭江毛申渡候屋敷迄請取可申候、其御心得可被成候、以上、

六月四日

御普請会所

宮北弥兵衛様

笠間源六様

(51) 地子地に罷在候者御扶持被召放、家屋敷指上候者又は指上不申者之事

一、定番足軽伊沢間兵衛御屋敷拝領仕罷在、右屋敷に家作不仕、地子地罷在候処、御扶持被召放、右拝領屋敷并地子地・家共元禄六年指上申候、

一、御算用者荒木儀兵衛、拝領屋敷所持不仕、地子地に罷在候処、御扶持被召放、右地子地・家共に指上申儀、先格御算用場より相尋候に付、伊沢間兵衛格申遣候、家・屋敷共に上之可申旨、元禄十四年御算用場より申越候に付、御屋敷方役人指遣、家為請取候処に、地子地に罷在候者、家屋敷共上申儀在之候哉と、年寄中先御普請奉行江相尋候に付、右之趣、口上書を以申達候処、儀兵衛家不及上申旨、横山左衛門、御算用場奉行中江申渡由、右奉行中より申越、家・屋敷共に相返シ上不申候、間兵衛家・屋敷共上申時分、僉議之趣、相知不申候、右口上書、左に記、

元禄十四年先御普請奉行口上書

地子地に罷在候者毛被放御扶持候得は、家・屋敷上之申格在之哉之旨、先頃御算用場より申来候に付、先格相考候処、定番足軽伊沢間兵衛地子地に罷在、被放御扶持家・屋敷共上之申候故、此格申遣候、間兵衛に不限、家・屋敷上申者御座候刻、私共方にて罪之輕重承届申儀無御座、頭奥書を以、請取來申候、

以上、

八月二日

高木庄兵衛

高畠久兵衛

浅加十郎右衛門

(52) 喧嘩仕候者居屋敷指上、家上之不申事

一、喧嘩仕相果候者家上不申、屋鋪迄指上申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より家上不申候近例は、

貞享三年御鷹匠松崎清三郎、同木田新左衛門喧嘩仕、相果候時分、家之儀御鷹匠頭より年寄中江相達、せかれに被下屋敷迄上申候、

(53) 死去人男子無之、跡目不被仰付者家被下候事

寛文二年年寄中紙面

一、御家中死去人男子無之、跡目不被仰付者、親女娘在之候者、家ハ可被下旨、重て不及窺申、被下由可被申渡旨御意候、

一、兄弟・伯父・甥・伯母・姪厄介仕置候者、致僉議可被下、子細候者窺可申事、

右、被仰出候条可被得其意候、但度々窺、家可相渡候、以上、

(寛文2年)  
寅十一月二日

前田対馬判

(近義)

今枝民部判

(唐礼)

奥村因幡判

(宋清)

奥村河内判

近藤新左衛門殿

久津見忠兵衛殿

右之趣御座候得共、死去人男子無之、跡目不被仰付者家之儀、夫々頭支配人より年寄中江相達、誰江被下旨、屋敷上書付奥書仕指越申候、私共より窺申義、前々より無御座候、

(54) 与力病死仕、妻子并厄介人等無御座候ても家上不申事

天和二年与力才許中より之紙面

一、明組与力魚住四郎兵衛致病死候処、家内罷有候妻子等無之に付て、他家に罷在候分八、せかれにても家作不被下御法故、右四郎兵衛せかれ妙法寺江被相渡義難成旨、然共与力之儀は、御昵近之格共違申様、拙子共致了簡に付て、年寄衆江も其趣相達候処、何モ御僉議之上、与力家財之儀は、他家罷有候共、せかれに可被下旨相極候、依之四郎兵衛家財、弥妙法寺江被下旨、申渡候条可被得其意候、此旨拙子共より其場江可申談旨、御年寄中御申に付如斯御座候、恐々謹言、

戌九月八日

富田治部左衛門判

不破彦三判

野村伊兵衛殿

菊地九右衛門殿

高山勘兵衛殿

(55) 自分勝手にて居屋敷指上申者替屋敷不被下事

一、御屋鋪拝領仕置候者歳被寄、せかれ方江引越申か、又は勝手に悪敷候に付居屋鋪指上申時分、重て御屋敷拝領仕間敷旨、屋敷上書付に夫々頭奥書仕、御普請奉行宛所にて書付取置申候、乍然重て拝領仕間敷と申文言無之候ても請取置候様年寄中指図に候得八、其分に仕置候儀も前々御座候、右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座候、

元禄二年木村新七居屋鋪指上申時分、新七書付に頭奥書仕、年寄中宛所にて年寄中江出、奥村(恩輝)因幡其節之御普請奉行津田治兵衛に相渡申候、右書付重て御屋敷拝領仕間敷と申文言無之に付、如何可仕哉と治兵衛口上にて申達候処、跡々ケ様之並有之哉と相尋候に付、吉田七左衛門居屋敷指上、せかれ方江引越申筋、重て御屋敷拝領仕間敷と申儀書付無之旨申達候得は、可為其格由、因幡口上にて治兵衛に申渡候、

(56) 御加増被下者、又は子細在之、替屋鋪拝領仕跡屋敷上申儀延引仕事

一、御加増被下候者、又は子細在之、替屋鋪仕、跡屋鋪上之可申処、家作取扱不申内延引仕度由、夫々頭支配又は自分より直に御普請方役所江申越候得は、其趣書付取置、延引為仕申候、頭支配より年寄中江相達、一両年延引仕儀も御座候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座候、近例は、

和田故次郎兵衛御加増被下、増歩之御屋鋪奉願、可被下旨被仰出候得共、所拝領不仕、致死去候に付、せかれ和田權五郎新屋敷拝領仕、跡屋敷早速上之可申候得共、新屋敷家作出来仕迄延引仕度之旨、支配中より横山左衛門江申達候由、元禄拾一年申越候に付、先御普請奉行承届、其分に仕候、

(57) 病死仕者跡屋敷、夫々支配人願之品在之、屋鋪上不申事

一、与力并町奉行・御作事奉行支配之人々、其外此類之者共病死仕、跡屋敷上之可申候得共、せかれ又は代人願之品在之、指上不申旨、夫々支配中より年寄中江相達申旨、紙面指越候得は、其通仕置候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座候、何時分より仕来候哉、相知不申候、

(58) 死去人居屋敷指上可申処、相断当分延引仕事

一、親死去仕居鋪指上可申候得共、妻子可參所無之、当分右屋敷に指置、住所相究屋敷上之申度旨、夫々支配より申越候得は、其通に仕置候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より其通仕置候、近例は、

貞享三年御細工奉行紙面

御細工人之内土山惣右衛門当十月死去仕に付、居屋敷上ヶ申候処、妻子当分可參所も無之候間、來年三月中迄御貸被下候様仕度候、火之用心縮等可申付候、可成義に候者、御貸可被下候、以上、

十二月十日

水原清左衛門判

稻垣三郎兵衛判

奥村市右衛門様

北川八郎左衛門様

菊地九右衛門様

右之趣にて、前々より其分に仕置候処に、元禄拾六年よりハ、屋敷上申儀延引仕度旨、夫々頭并支配中より年寄中江相達申旨、御普請方役所江紙面相越候得は、其趣私共よりも年寄中江相達、其通に仕置候、

(59) 上屋敷囲等残置申事

一、上ヶ家御払に仕候得は、隣境之囲并大木ハ残置、其外前通之囲石等不残御払に仕候、

一、屋敷上申節、内囲は取払、外廻囲は残置申候、高サ式間計より高キ木は、屋根に附上申候、屋敷廻石垣御座候得は残置申候、

此儀元禄六年より、前通之土塙取払為上申候、明屋敷罷成土塙之覆并土塙下之石など盜取候得ハ崩、往来之者危由、先御普請奉行僉議仕、土塙下石垣共に取払、屋敷為上申候、

(60) 上ヶ家修理之事

一、御払に不仕上ヶ家破損仕候得は、年寄中江相達、其趣申遣、御作事方より修理仕候、

此儀、前々御作事方より修理仕来候、近例は、

浅井故源右衛門上ヶ屋破損仕、先御普請奉行前田駿河守へ相達、元禄六年御作事方より修理仕候、

右之趣御座候得共、元禄拾六年笠嶋内進上家土塙修理之儀、御作事方江申遣候処、年寄中申渡之旨にて修理不申付候故、御普請方役所より先申付候、

(61) 地子銀出来退転毎年吟味仕事

万治弐年御定拾八ヶ条之内

一、地子銀如御定、出来・退転毎年遂吟味帳面に記、浅野屋次郎兵衛・菊屋八左衛門江可相渡事、

此儀、地子銀引出来吟味仕、毎年帳面に記、御普請奉行名印仕、万治三年より町奉行宛所にて遣候得は、於町会所、地子肝煎共取立、町同心切手に町奉行裏書仕、<sup>[議]</sup>請方御土蔵江上之申候、翌年地子肝煎御算用場江罷出、遂御算用申候、

右、万治三年より町会所支配罷成候義、子細相知不申候、御定写帳に付札在之、左に記、

付札之写

此ヶ条、万治三年より町会所裁許に被仰付、銀子取立申候、出来・退転遂吟味、帳面に記、相渡申候、

(62) 屋敷上申時分地子銀取立様之事

- 一、六月迄之内屋敷上候者、半地子取立申候、
- 一、七月以後屋敷上候者、丸地子取立申候、
- 一、六月迄之内御用地取立候得は、地子銀取立不申候、
- 一、七月以後御用地取上候得は、半地子取立申候、

(63) 屋敷請候時分地子銀取立様之事

- 一、六月より内屋敷請候者、丸地子取立申候、
- 一、七月以後屋敷請候者、半地子取立申候、

寛文十一年寄合所書出

覚

- 一、十二月請候者八、無地子、
- 一、請地仕候者之方より上申候者、六月より内にても半地子取可申事、

但、七月以後上候者、丸地子取申事、

- 一、六月より先御用地に立申もの八、未之地子御赦免、但、自分引料取申者、未之地子取立申事、

寛文拾一年十二月六日

右之通、前々より地子銀取立來申候、万治三年先々御普請奉行、年寄中江相達、地子銀取立様相極申紙面在之候、則紙面之写、左に記、

万治三年先々御普請奉行年寄中江相達極置申候紙面之写

跡々地子銀取立様之覚

- 一、六月以前屋敷上候者八、地子銀取立不申候、
- 一、七月以後屋鋪上候者八、半地子取立申候、
- 一、六月より内屋敷請候者八、丸地子取立申候、
- 一、七月以後屋敷請候者八、半地子取立申候、

町並立家丸地子被下者

- 一、六月以前立候者、先之請地、丸地子御赦免之事、
- 一、七月以後立候者、跡先之地子御赦免之事、

散地半地子被下者

- 一、六月以前立、六月中に請地仕者、半地子御赦免之事、
- 一、六月以前立、七月以後請地仕者、先之請地地子御赦免可被成之事、
- 一、七月以後立候者、跡地子御赦免可被成哉之事、

覚

- 一、右之通、被仰付候得は、半地子被下候者にも丸地子立不申様相見申候事、
- 一、先帳引合候ては、相違仕事、

右、立家地子銀御用捨、此目録并付紙之通、可申付旨、正月廿九日之御寄合所にて、対馬殿・因幡殿・前田七郎兵衛殿御談合之上を以、相極被仰渡候、

右之目録、万治三年正月廿九日之御寄合所にて、相極申候、

(64) 跡目断絶仕者并家財妻子に被下者、且又罪在之者、家屋敷上請地在之地子銀取立様之事

- 一、跡目断絶仕家屋敷上り候得は、請地在之候ても地子銀取立不申候、家財妻子に被下候得は、地子銀取立申候、罪在之家屋鋪共上候者、請地御座候ても地子銀取立不申候、閉門被仰付候者、居屋鋪之内、請地在之候得は、前々より地子銀取立來申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉相知不申候、

(65) 本請地并畠請地子銀之事

- 一、本請地之地子銀壹歩に付、弐歩弐厘宛畠請地之地子銀壹歩に付、壹分弐厘宛取立申候、此儀、御定又は年寄中申渡候紙面等も無御座候、右之図、何時分より究候哉相知不申候、

(66) 所々山開畠并川原開畠地子銀并畠裁許人之事

- 一、田井山開畠地子銀、壹歩に付五厘宛取立申候、畠為裁許町人兩人立置、壹人に弐百弐拾歩宛、右畠地之内、為致拝領申候、
- 一、卯辰山開畠地子銀、壹歩に付七厘宛取立申候、畠為裁許町人兩人立置、壹人に百五拾歩宛、右畠地之内為致拝領置、御普請方役所にて誓詞申付置候、
- 一、才川之上、淨土宗観源寺近所、川原開畠地子銀、壹歩に付五厘宛取立申候、畠為裁許町人三人立置、壹人に弐百歩宛、右畠地之内、為致拝領置申候、  
右、三ヶ所畠裁許人相立、畠地之内拝領申付置候義并誓詞為仕、又は誓詞不仕者も御座候、先々御普請奉行心得にて仕置候哉、僉議之品相知不申候、
- 一、油木山開畠地子銀壹歩に付、壹分弐厘宛取立申候、
- 一、談儀所山開畠地子銀、壹歩に付七厘宛取立申候、
- 一、浅野中嶋村近所川原開畠地子銀、壹歩に付壹分弐厘宛取立申候、
- 一、才川々除定小屋近所川原開畠地子銀、壹歩に付五厘宛取立申候、  
右四ヶ所地子銀高下御座候儀、如何之訳に御座候哉、何時分相究候哉相知不申候、四ヶ所共畠裁許人無御座候、忽て開畠、私共并御普請方御横目罷出、元禄拾六年・宝永弐年に不残見分仕候、

(67) 間竿地子肝煎に渡置候事

- 一、御普請方役所在之写之間竿、地子肝煎に渡置、畠地為相改申候、  
此儀被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座候、何時分より渡置候哉相知不申候、

(68) 所々明屋敷畠請に申付候事

- 一、明屋鋪当分畠請に仕、何時にても御用次第指上可申候、勿論家作等仕間敷旨、肝煎宛所にて書付肝煎方江出候得は、先後極置、御普請方役所江右書付、肝煎持參仕、前々より畠請申付候、自然請申屋敷穴抔在之、畠難成所は御屋敷方役人遣、見分之上にて承届、地子銀指引仕来候、元禄拾六年より畠請申付候節、家作之儀は勿論四ツ目垣之外、慥成囲等も不仕、囲込に成不申様急度申付候、  
右、畠請何時分より仕来候哉相知不申候、畠請書付、左に記、

畠請書付

何之誰殿上地、私畠請に仕度奉存候間、此段被仰上可被下候、何時にても御用之時分指上可申候、勿論家作等并四ツ目垣之外、慥成囲仕間敷候、以上、

何ノ何月何日

何町何屋

誰判

肝煎誰殿

(69) 百姓地請取、地子銀百姓江相渡様之事

- 一、百姓地、拝領屋敷等に相渡申時分、十村并村肝煎相見を以打渡、則歩高替歩地子米代、地子銀之内を以相渡可申旨、御算用場江御普請方役所場印之証文遣申候、十一月改作奉行より歩數地子米高書記指越申候、金沢米相場直段御算用場印を押、為見合、紙面指越申候、百姓共銀子請取切手に歩數・地子米書記、村肝煎・組合頭名印仕、地子肝煎宛所にて十村致奥書出候得は、右改作奉行并御

算用場より之紙面見合、御屋敷方役人地子肝煎相見を以、御普請方役所にて算用當り仕、相違無之候得は、銀高メ之所に御普請方場印を押遣、於町会所、地子銀之内、町同心相見を以、百姓共江地子肝煎銀子相渡申候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来申候、何時分より仕来候哉、相知不申候、則段々之紙面、左に記、

御算用場江遣候証文之写

覚

一、何百歩 何之誰居屋敷に相渡

右為御用、何村領之内百姓地、十村何村誰并村肝煎誰相見を以、何之何月何日請取、替歩之儀は、跡々之通銀詰にて、地子肝煎方より為相渡可申所、如件、

年号月日 御普請会所

御算用場

地子肝煎江遣候証文之写

覚

一、何拾何歩何尺 何村百姓地

此地子米何斗何升何合、但壹歩に付何合何勺何才宛、

此代銀

何拾何勺何分何厘 平均直段石に付何拾何勺何分宛、

右は何之誰居屋敷、為御用請取、替歩之儀は、其方支配地子銀之内を以、御算用場平均相場之銀詰にて毎年無滞、村肝煎方江可相渡候、以上、

年号月日 御普請会所場印

地子肝煎誰

改作奉行より差越候証文之写

覚

一、何拾步 何郡何村領之内、何之何年何月

何之誰居屋敷に相渡步数

此地子米

何石何斗 但跡々より請取申地子米並壹歩に付何合何勺宛

右は当年百姓地之内御用屋敷に相渡步数、地子米如斯御座候、十村銀子請取切手為御見合、書記進之候、以上、

年号月日 改作奉行何之誰判

何之誰判

何之誰判

御普請会所

御算用場より差越候米相場直段紙面之写

何之何年十一月、金沢中米相場平均直段、石に付何拾何勺に候条、此直段を以、御用屋敷に相渡、当年地子銀百姓江御渡可被成候、以上、

何月何日 御算用場

御普請会所

百姓共銀子請取切手之写

請取申御地子銀之事

一、何百何拾目 但地子米何石何計、御極直段壹石に付何拾目 何郡何村  
步数何千何百歩、但壹歩に付何合何勺宛

一、何百何拾目 但地子米何石何計、御極直段壹石に付何拾目 何郡何村  
步数何千何百歩、但壹歩に付、何合何勺宛

米  
合何百何拾石何斗何升何合何勺  
銀御普請会所場印  
合何貫何百何拾目

右は何村領之内度々御用地相渡申地、御普請会所にて御吟味之上を以被下候、右之御地子米代銀、私共慥請取相済申所、如件、

年号月日

何村肝煎 誰印

組合頭 誰印

御地子肝煎 誰殿

右地子米代銀、何村百姓共請取申所相違無御座候、以上、

何村十村 誰判印

右紙面を以於町会所、百姓共地子銀請取申候、

(70) 居屋敷并下屋鋪之内、地子にて貸置申屋敷取上候事

万治式年御定拾八ヶ条之内

一、居屋鋪之内地子にて貸置候者、其屋敷不残可取上、下屋敷之内地子にて貸置候者、貸申分可取上事、

此儀、元禄十二年前波權六郎自害仕、家屋敷上申節、隣前波瀬兵衛居屋敷之内步数四拾步計貸置申旨相断候得共、先御普請奉行貪着不仕、囲仕置候通相改為上申候、貸置申所、地子にては無御座候得共、右之御定に准、取上申と奉存候、

(71) 地子地之内、貸置申屋敷取上候事

一、地子地にても屋敷貸置候得は、貸置申分相改取上申候、

此儀被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来申候、近例は、

元禄三年地子地之内に罷有候桶屋助三郎屋敷之内、町会所支配市村七兵衛方江貸置申に付、先々御普請奉行僉議仕、貸置申分取上申候、

(72) 地子家相対を以引料とらせ、拝領屋敷望申事

万治式年御定拾八ヶ条之内

一、地子家数多所にて拝領屋敷望申者、相対を以引料とらせ候は、何方にても可相渡事、

此義、地子家相対を以引料遣、屋敷望申者在之候ても相渡申間敷旨、延宝式年年寄中申渡候趣、御定写帳付札在之候に付、左に記、

付札之写

此御ヶ条違、地子屋敷家数多所望人在之候ても渡不申候、足輕増人、其組続にて延宝式年秋迄渡申候得共、今程地子屋敷少も渡不申候、

(73) 与力侍并足輕御弓之者居屋敷寄親江相渡申事

万治式年御定拾八ヶ条之内

一、与力侍并足輕御弓之者被下屋敷、寄親組頭江打渡、頭より其組中江致割符可相渡事、

此義、惣与力屋敷之儀、向後人々江可被下旨、寛文五年年寄中紙面を以申渡候趣、与力屋敷之品々書記申所に、書載置申候に付、此所に記不申候、足輕組屋鋪之義は、右御定之通御座候、

(74) 被下屋敷御定歩数之事

万治式年御定拾八ヶ条之内

被下屋鋪歩数之覚

壹万石より三千石迄に、はした知行在之者、五百石八上江可付、四百九拾石迄下江可付事、

|   |   |
|---|---|
| 一、千六百歩  | 壱万石より九千石迄   |
| 一、千四百歩  | 八千石より七千石迄   |
| 一、千弐百歩  | 六千石より五千石迄   |
| 一、九百歩   | 四千石より三千石迄   |
|   | 弐千九百石より百石迄に、はした知行在之者、五拾石ハ上江可付、四拾九石迄下江可付事、   |
| 一、八百歩   | 弐千九百石より弐千六百石迄   |
| 一、七百五拾歩   | 弐千五百石より弐千石迄   |
| 一、六百歩   | 千九百石より千五百石迄   |
| 一、五百五拾歩   | 千四百石より千百石迄  |
| 一、五百歩   | 千石より八百石迄  |
| 一、四百歩   | 七百石より五百石迄   |
| 一、三百歩   | 四百石より三百石迄   |
| 一、弐百歩   | 弐百石   |
| 一、百七拾歩  | 百石  |
| 一、百弐拾歩  | 九拾石より六拾石御切米百俵迄<br>(渡部)  |
|   | 九拾俵被下者、歩数御定に無之に付、御大工伊兵衛御加増被下、九拾俵に罷成候時分、先々御普請奉行年寄中江相尋候処申渡候品、御定写帳覚書付札在之候に付、左に記、   |
| 付札之写  |   |
|   | 御大工伊兵衛御切米御加増被下、九拾俵就被下、百俵取之歩数に御屋鋪可被下哉と相談に付、御寄合所江伺申候処、因幡殿被仰候八、最前御吟味之上を以、知行九拾石より六拾石、御切米百俵取迄八百弐拾歩、百俵より内は九拾九俵被下候ても七拾歩之当御究被成候旨被仰渡候、午正月廿二日御寄合日に伺極申候、 |
|   | 但、右之外、組外御書物役之人々、御切米三拾俵、外六人扶持米詰にして、都合五拾壱俵余に御座候得共、步数百弐拾歩相渡可申旨、貞享元年奥村壱岐申渡候由、先々御普請奉行覚書御座候、右覚書ハ御書物役之者歩数之義、書記申処に書載置候に付、此所記不申候、                      |
| 一、七拾歩   | 五拾石より御切米五拾俵迄御歩行者・母衣者・御算用者五拾俵より<br>内にても、此歩数可相渡、  |
|   | 此ヶ条御定之外、御細工人・御料理人と申名目御座候得八、七人扶持或御切米弐拾五俵被下候ても歩数七拾歩相渡可申儀と、先々御普請奉行極置、御屋敷願先後之帳七拾歩当之所に記置申候、并御鉄炮張之義、足輕並にても、屋鋪歩数七拾歩相渡可申儀と、延宝四年先々御普請奉行年寄中江相達、七拾歩相渡申候、 |
|   | 但、町下代森川瀧右衛門、最前七人扶持被下候時分、御屋鋪奉願候砌、歩数之儀、御定無御座候に付、先々御普請奉行會議仕、歩数五拾歩相渡可申儀と年寄中迄相達候之処、其通相渡可申旨、元禄三年申渡御屋敷前後帳、五拾歩之所に記置申候、                                |
| 一、五拾歩   | 御鉄炮之者、其外掃除坊主・御餌指  |
| 一、三拾歩   | 御小人   |
| 一、七拾五歩  | 人持下屋敷百石当  |
| 一、百七拾歩  | 町医者並  |
| 一、千百五拾歩   | 与力千石当   |
|   | 此ヶ条、惣与力屋敷別被下候間、御昵近面々被下候御定歩数拾歩劣に可相渡旨、寛文五年年寄中紙面を以申渡候、右紙面ハ与力屋敷之義、書記申所に書載置候に付、此所に記不申候、  |
| 一、右之外、御切米御合力銀被下者、歩数・知行団人之様子、隨対馬・因幡・玄蕃・民部、指団次第、可相渡事、 | (前田孝貞) (奥村庸礼) (津田正忠) (今枝近義)   |
| 右、被仰出候通、相違有間鋪者也、                                    |   |

御印  
万治弐年十一月廿五日

今枝民部(近義)  
(庸礼)  
奥村因幡(宋清)  
津田玄蕃(孝貞)  
前田対馬

御普請奉行

右御定之外、御切米御合力銀被下者、歩数御定無御座類は、其時々年寄中迄相伺、歩数之儀被仰出、又は年寄中江相達、歩数相極り申候、

(75) 御扶持方大工并町大工被下屋鋪歩数之事

寛文六年年寄中紙面

御扶持方大工并町大工被下屋鋪、向後五拾歩宛可被相渡候、以上、

午八月十二日

今枝民部判(近義)  
(庸礼)  
奥村因幡判(宋清)  
奥村河内判(孝貞)  
前田対馬判

山本九左衛門殿  
高山勘兵衛殿  
武部四郎兵衛殿

(76) 御作事方御用相勤候町大工等御屋鋪拝領仕事

一、御作事方御用相勤候町大工居屋鋪之儀、先年一縄にて請取申候内、病死仕候か又は勝手不如意にて、屋敷上之、代大工御作事方にて相究、右屋敷拝領仕度由、願書付御作事奉行・町奉行奥書仕、御普請奉行宛所にて指越候得は、御普請方役所にて屋敷請取帳判形取置申候、親御大工・御壁塗・御扶持方大工御屋敷拝領仕罷在、跡屋敷上之候得共、せかれ御作事方御用相勤申に付、親跡屋敷拝領仕度旨願書付、右両奉行奥書仕、指越候得は、当歩数五拾歩拝領為仕、御屋敷請取帳判形取置申候、余歩御座候得は、請地申付候、

右之趣被仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より不奉伺、御屋鋪拝領為仕候、屋敷打渡不申、御普請方役所にて、御屋敷請取帳に判形取置申候、何時分より仕来候哉相知不申候、

(以下77項以下は次号)